
平成23年大和町議会決算特別委員会会議録（第4号）

平成23年9月14日（水曜日）

応招委員（17名）

委員長	大友勝衛君	委員	馬場久雄君
副委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
委員	藤巻博史君	委員	鶉橋浩之君
委員	松川利充君	委員	上田早夫君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	堀籠日出子君		

出席委員（17名）

委員長	大友勝衛君	委員	馬場久雄君
副委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
委員	藤巻博史君	委員	鶉橋浩之君
委員	松川利充君	委員	上田早夫君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	堀籠日出子君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副町長	千坂正志君	上下水道課長	堀籠清君
産業振興課長(農務)	庄司正巳君	上下水道課長(総務班)	堀籠孝男君
産業振興課長(企業対)	浅井茂君	上下水道課長(技術班)	佐々木哲郎君
産業振興課長(参事)	曾根崇君	上下水道課長(主幹)	熊谷実君
産業振興課長(企業推)	千坂俊範君	税務課長	伊藤真也君
産業振興課長(農林)	大塚弘志君	税務課長(課税)	千葉良紀君
産業振興課長(主幹)	蜂谷祐士君	税務課長(課税)	中川和夫君
産業振興課長(主幹)	遠藤秀一君	税務課長(徴収対策)	千葉喜一君
産業振興課長(主幹)	阿部昭子君	会計課長(管理)	八島時彦君
都市建設課長(都課)	高橋久君	議事局局長(事務)	浅野喜高君
都市建設課長(用地)	三浦伸博君	議事局局長(事務)	瀬戸正志君
都市建設課長(建設)	文屋隆義君	議事局局長(事務)	曾根秀子君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主 幹	曾根秀子
議事班長	瀬戸正志		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時56分 開 会

委員長（大友勝衛君）

皆さん、おはようございます。

少し時間が早いようですけれども、皆さんおそろいですので開会をしたいというふうに思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査はお手元に配付の審査日程により進めてまいりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。質疑に当たっては簡潔明瞭にわかりやすく、また答弁においても同様をお願いいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は、都市建設課、上下水道課、産業振興課、農業委員会の3課1委員会です。

ここで、各課長より出席職員の紹介をお願いいたします。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

おはようございます。

本日出席しております職員を紹介させていただきます。

都市建設課の三浦伸博用地班長でございます。（「三浦です。よろしく

お願いします」の声あり)

続きまして、文屋隆義建設班長であります。（「文屋です。よろしくお
願いいたします」の声あり)

続きまして、蜂谷俊一都市整備班長でございます。（「よろしくお願
いします」の声あり)

私、都市建設課長の高橋でございます。よろしくお願いたします。

委員 長 （大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

おはようございます。

それでは、本日出席しております上下水道課の出席職員をご紹介します
いただきます。

隣が堀籠孝男総務班長でございます（「堀籠です。よろしくお願いま
す」の声あり)

その隣が工務班長の佐々木哲郎でございます。（「佐々木です。よろし
くお願いします」の声あり)

隣が総務担当主幹の熊谷 実でございます。（「よろしくお願いたし
ます」の声あり)

私、課長をしております堀籠と申します。よろしくお願いします。

委員 長 （大友勝衛君）

産業振興課長兼農業委員会事務局長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

おはようございます。

それでは、産業振興課の出席の職員のご紹介をさせていただきます。

初めに、私の隣、企業誘致対策官浅井 茂でございます。（「浅井で
す。よろしくお願いたします」の声あり)

その隣、参事兼商工・観光振興班長の曾根 崇でございます。（「曾根
です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣、農林振興班長大塚弘志でございます。（「大塚でございます。よろしく申し上げます」の声あり）

あと、後ろの席になりますけれども、企業立地推進班長千坂俊範でございます。（「千坂です。よろしくお願いたします」の声あり）

それから、主幹蜂谷祐士でございます。（「蜂谷です。よろしくお願いたします」の声あり）

同じく主幹遠藤秀一でございます。（「遠藤です。よろしくお願いたします」の声あり）

同じく主幹阿部昭子でございます。（「阿部です。よろしくお願いたします」の声あり）

私、課長の庄司正巳です。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（大友勝衛君）

説明が終了していますので、ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

おはようございます。

それでは、お尋ねいたします。

成果に関する説明資料で78ページ、観光施設の維持管理についてお尋ねいたします。

実績等で旗坂キャンプ場内の施設管理の場の刈り払い、それからキャンプ場内の施設の維持管理に努めたという成果が出ているんですけども、この中でこの刈り払いのほかにあと維持管理しているのは何なのかお尋ねいたします。

それから、管理人1名なんですけれども、この方が平成22年4月1日から11月30日までとなっておりますけれども、これは周期というか、キャンプ場に行く日数、週何回なのか、月何回に定められているのかお尋ねいたします。

それから、升沢避難小屋の維持管理、この避難小屋につきましては余りあってはほしくないんですけども、事故とかになった場合この避難小屋

を利用するわけなんですけれども、この避難小屋にどんなものが整備されているのかお尋ねいたします。

それから、船形登山道の刈り払い、点検、これなんですけれども、去年は余り聞かなかったんですけれども、たびたび登山道すごく荒れているという登山された方々からお話聞くんですけれども、去年は登山道はどういうふうな状態だったのか、以上3点、お尋ねいたします。

それから、都市建設課の方にお尋ねいたします。

町営住宅の件なんですけれども、この町営住宅は年に何回定期的に募集されているのかお尋ねいたします。

そして、またその募集から外れた場合、その募集ごとに書類を提出するようになっているのかどうか、その2点、お尋ねいたします。

委員長（大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長（庄司正巳君）

初めに、旗坂キャンプ場の関係でございますけれども、刈り払いのほかというものをやっているかということでございますけれども、トイレがあるもんですからトイレの清掃等です。それから、あと水場ということでございまして、そこに上流の方から管を通して炊事場の方に水持ってきているもんですから、そういうものを管理というものをお願いしております。

それから、あと日数につきましては、週1回目安ということで行っております。

それから、あと升沢の避難小屋でございますが、避難小屋はどういうもの設置しているかということでございますが、避難小屋、あくまで避難ということでございまして、トイレございまして、あとは火災の関係もあるもんですから、まきとかそういうのはないという形でございます。

それから、あと船形山の登山道の関係でございますけれども、登山道につきましては、昨年吉田愛林公益会をお願いしまして升沢の方面からと、あと色麻の方から登っての2方面から登山道の刈り払い等ということで整備をいたしております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

町営住宅の募集に関するご質問でございます。

定期的な募集は行っておりませんで、あいた場合に募集して入居いただくというふうな状況で現在進めております。昨年は2回募集したというふうに記憶しております。

その募集をして応募多数の場合は抽選で入居者を決定いたします。その際に、外れた方については、次回の募集の際には再度また募集していただくような形を現在とっております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

旗坂キャンプ場なんですけれども、やはり一番はトイレだと思うんです。どこの観光地に行ってもやはりトイレが一番大事ですので、特にそういうキャンプ場なんかはトイレがいかにかちんと掃除されているかというのが一番重要視されると思うんですけれども、週1回でトイレの掃除は大丈夫なんでしょうか。結構あの辺に旗坂キャンプ場に来る方々というのはほとんどが土日に集中すると思うんです。そんな場合、やはり週一度では使う前、使った後の清掃にはちょっと足りないんじゃないかなと思うんですけれども、結局土日に集中するとなれば、前の日、金曜日に行って掃除して、あと終わった後の月曜日にまた行って掃除するというそういうくらいの回数がないとトイレの清掃管理はなかなか十分にできないんじゃないかなと思いますので、その辺またお尋ねいたします。

それから、登山道の刈り払い、きちんと枯れ葉をやっていたいたというので安心いたしました。去年にかかわらずたびたび登山道が荒れてましたよというお話を聞いたもんですから再度確認でしたので、これからも登山シーズンになりますので、ぜひそういう管理の方はお願いしたいと思い

ます。トイレの件についてお尋ねいたします。

それから、町営住宅なんですけれども、回数を決めないであいた時点で募集をかけて行っているということで。それで、あいた時点で申し込むんですけれども、その申し込むたびに書類出すというのは何かすごく煩雑するというので何かほかの県では一度申し込んだ際、次ぐらいまでは登録しておいて、そしてあいた順から入ってもらうというようなこともありますので、募集かけるたんびに書類をつくるというんじゃなくて、ある程度の登録制というのか、そういうのもやってみたらいいんじゃないかなと思うんですけれどもいかがなものでしょうか。

委員 長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

それでは、旗坂キャンプ場トイレの関係でのご質問でございましたけれども、お話ありましたとおり、なるほど昨年、1名という形で結構必ずしもトイレきれいだったというわけじゃなかったもんですから、23年度からはシルバー人材センターの方を頼みまして2人体制でトイレの方もきちんと清掃していただくということでお話をしております。なるほど土曜日曜集中するもんですから、もっと日数もふやしてということもあろうかと思えますけれども、もとの状況を見てどうしても必要な場合は考えていきたいというふうに思っております。以上です。

委員 長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

住宅の申し込みの件でありまして、その都度現在募集をした際に応募をしていただいている形をとっております。確かに他県あるいは自治体の事例で募集を1回した場合、次回まで持ち越しして調整するといった事例もあるようでございます。こういったことも住宅のあり方として検討してまいりたいというふうに思っておりますが、あいたところがその方が本当に

希望する箇所なのかどうかというのも確認する必要もあるかというふうなことも想定されます。こういったことも検討して、その募集のあり方についても検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

委員 長 （大友勝衛君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

旗坂のキャンプ場の整備につきましては、やはり登山する方々が気持ちいい感じで登山していただいて楽しかった、よかったよという感想をいただければ幸いですと思いますので、ぜひそういう管理の方に十分気をつけていただきたいと思います。

町営住宅の件につきましては、やはり募集する場合は、このアパート、このアパートというふうになっての募集だと思うんですけども、そのアパートごとに希望する方がいらっしゃるんで、そのアパートに対しての登録みたいな、次はあいたらこの方入れますよというそういう感じで進めていただくようなご検討をお願いしたいと思います。終わります。

委員 長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

これまで応募された方で3回、4回と応募して外れた方もいらっしゃって、5回目に入れたというような方もいらっしゃるわけでありましてけれども、そういった方、大分お待ちいただくような形にもなります。その募集のあり方、それからその管理のあり方の中で、そういったこともあるというふうに思っておりますので、なお検討してまいりたいと思います。

委員 長 （大友勝衛君）

ほかにございませんか。

15番中山和広委員。

中山和広委員

二、三お伺いをいたします。

成果に関する説明書の73ページ、中山間地域等の直接支払交付金事業、これについては、私の記憶によると、平成12年ころからこの制度を取り入れ、そして取り組みをしているというふうに思っております。この事業を取り入れたことによって、どういう成果があったのか。ここに書いてある成果だけでなく、もっと具体的な成果はどのようなものがあったのか。それをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、特にこの中で平成21年度は参加の農家数で34戸からことし、22年度は35戸になったという経緯は何がその原因だったのかです。それをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、その具体的な取り組みの中で、町の関与、どのような指導をしてきたのか。そのことについてお伺いをしたいし、この事業はいつまで続くのか、同じ難波地区に。かつては平成12年には二つの地区がこれに指定されていたやに思っているわけですが、そういうほかに広げるということはないのかどうかです。私、その辺わかりませんのでお伺いしたいと。

それから、もう一つは、町が相当の額、国の金であろうと相当の額を交付をしているわけでありますから、監査等の協議については実際に行っているのかどうか、それについてもお伺いをしたいというふうに思います。

同じ項目の中で、次、産直リース事業、これもたしか去年、22年と21年とあったと思いますが、1棟10万円ということで補助事業に取り組んでいるわけでありますが、この取り組みをした中での成果、そしてそれがどういいう産直の中で成果があったのか、それをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、76ページ、割増商品券の発行事業、これに対して199万9,000円の助成をしているところでありますが、この割増商品券によって旧来の商店にどれだけこの割増商品券が使われ、どれだけ活性化に効果があったのかどうか。それをどういいうふうにとらえているのか。そのことについてお伺いをしたい。とりあえず以上です。

委員長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

初めに、中山間地域直接支払にかかわります成果の内容でございますけれども、中山間地域でございますが、これにつきましてはお話しのとおり平成12年度から5カ年で、12年度から16年、それから17年度から21年度までの5カ年、そして今回が22年度から26年度まで5カ年ということで、今回第3クール目というような形に入ってきております。ご存じのとおり、中山間ということでございまして、宮床、吉田地区の急傾斜地ということで、今回難波が該当になっておりますけれども、特に耕作放棄地を防止しようというのが一番でございまして、とにかく皆さんで全部作付をしましょうと。転作につきましてもソバということでございまして、大型の機械を購入してそういうソバの転作ということをやっております。さらに、路上に環境美化といいますか、そういう花壇をつくって集落でのそういう美化活動というような形で進めてございます。

それから、あと34軒から35軒にふえたというのは、ちょっと制度の改正でもって面積要件の関係でふえてございますが、これにつきましてはあと担当の蜂谷の方からちょっと詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

それから、あと町の関与でございますけれども、町の関与につきましては、県の補助金、町の補助金もあるものですから、その事業についてその実績につきまして内容を監視といいますか、指導をしているということでございます。特に監査につきましては年1回でございますけれども、当然役員の中で監査委員おりまして、収支決算とか事業計画とかそういうものを確認をしておるところでございます。

それから、産直のリース関係でございますが、21年度が4棟、22年度、ちょっと1棟という形で棟数は減っているわけでございますけれども、JAの産直の販売の実績を見ますと、ちょっと22年度は途中ですみません。21年度ですと121.6%とここ3年ぐらいですと毎年産直の販売の実績が伸びているというような形になってございます。

それから、あと割増商品券の関係でございますけれども、割増商品券につきましては、今回対象額の1割を、2,000万のうちの約1割を割り増し

というような形で実施しておりますけれども、結果的に旧来のというか、利用している方がある程度固まっているという部分もございまして、吉岡地区が中心の形になってございます。できるだけ今後、吉岡以外じゃなくもっと町の周り、例えばもみじとかそっちの方にも広げて活性化図れるようにしたいなというふうに考えてございます。

ちょっと中山間の関係について、蜂谷の方からお願いします。

委員長（大友勝衛君）

主幹蜂谷祐士君。

産業振興課主幹（蜂谷祐士君）

中山間の戸数の変更でございしますが、平成22年度より第3期が開始した際に面積の国の方の緩和がありまして1ヘクタール以下でも追加ができるという形でございまして、その状況のところで1名の方が、農業者が追加という形に入ることができましたのでふえております。面積的につきましても全体的にも2期目から3町歩ほどふえているような状況でございませう。

あと、監査等の確認につきましては、町と、あと県の方の担当の仙台振興事務所の方で毎年実施しておりまして、2段階で監査をしているような状況でございませう。以上です。

委員長（大友勝衛君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

まず、中山間地域の直接支払交付事業であります。そうすると実際難波のいわゆる農業者についてはほとんどこれは加入しているということですよ。よろしいんですか。このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、これは15年、いわゆる3期目で15年間になるわけですよ。それ以降については新たな集落を指定するのかどうか。それについてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、割増商品券、これはやはり商店街の活性化事業として取り上げたわけでありますから、広くお店の方々が利用されるようなそういうものがあってもしかるべきだったのではないかというふうに思いますし、発行したのが1,000万ということでありますから、なかなか全体には広がりが無いというふうに思いますが、それでもやはり町全体の商店街を活性化させるという目的があるわけでありますから、その辺をもっと計画的に進めていけばもっと広がりがあるのではないのかと、その辺についても改めてお伺いをしたいと。以上です。

委員長（大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長（庄司正巳君）

中山間地域、難波地区ほとんど加入かということでございますが、難波地区もたしか戸数50戸ぐらいございますので、全部が加入というような形ではございません。

それから、あと15年間これまでやってきた難波地区でございましたけれども、今度23年度、この前9月補正で金取北集落ということで5軒が新たに中山間の直接支払に追加というような形になってございます。

それから、あと割増商品券につきましては、委員おっしゃるとおりやはり町全体の活性化ということで、当然商工会さんなり専門店会なりという情報を収集しながらさらに広がるように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（大友勝衛君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

そうすると、中山間地域については金取北の5戸、これも含めて二つの集落が取り組むということになるということですのでよろしいんですね。それ以外の広がりというのはまだ考えていないということだね。わかりました。終わります。

委員長（大友勝衛君）

ほかにございませんか。

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

それでは、下水道事業特別会計、建設費補助事業の中で実施設計業務、公共下水道の延命化の策定をしたということで報告がございましたが、この延命化の事業については昨年同僚の鶉橋議員さんがこのことについていろいろと提案をして質疑をした経過がありますが、この事業の中で特に今回の震災によるマンホールの突出だとか、それから液状化によるあのような現象が出たのであるというふうに思うわけでありまして、この計画の中には埋め戻しする土、この土がまた同じように埋めていったのでは震度6、7の地震でまたこのような状況が発生する可能性があるわけでありまして、今回のそれらのことを踏まえながら埋設する土の流動化というそういう事業も私は取り入れていくべき必要があると思います。これによって土をある程度固めながら液状化現象を防ぐことによって、このような結果が発生しないということがいろんな実験の中で少しずつ成果が見られている。ですから、今回のこの延命の中ではそういうコンサルあるいはこういう設計、そういうのをきちんと研究し、そして課長初め職員の方々が研究をして、そしてそれを取り上げながらそういうことについて勉強しながらこのような災害に対応できるようなそういう延命化の基本計画あるいは事業を進めていかなければならないというふうに思うわけですが、このことについての私の思いでありますけれども、どういう内容と計画が含まれているのかお示してください。

委員長（大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

ただいま下水道の埋め戻しの土、当初実施した際には良質土というふうなことで砂質系の土、それをもって埋め戻しをしたというふうなことでご

ございます。一般的にそういった状況で方針が示されていまして、そういう実施をしてきたというふうな経過の中で、今回の大震災におきましての液状化、委員おっしゃるとおりでございます。その土のところに水が集まり液状化を起こしマンホールが浮上するとかそういった現象、大分広範囲で発生をしたというふうなことになってございます。

この長寿命化についての今後の取り組みというふうなことでございます。管路の耐用年数などの経過もございまして、コンクリートの管などについてはやはりひび割れなんかも発生するというふうな現象がちょっと起こりつつあるというふうなことなものですから、そういった箇所についてはさらにその寿命を延ばすというふうなことでの今後の取り組みで工事、事業を進めていくというふうなことでございます。

そういった中で、今回の震災におきましてのそういった経験、これを十分に生かしたものでなければ同じことが再度繰り返すというふうなことにつながるというふうなことでありますので、今回災害の復旧におきましては、その土、掘り起こした土についてはセメント系の土でもって固めながらそういった再度浮上することのないようなそういった工事内容で進めようというふうな考え方もございます。そういう今回の震災の教訓を受けて、今後の長寿命化の中でもよりそういった震災にも強い事業の実施の工事の内容、そういったものを研究して進めてまいりたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 （大友勝衛君）

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

やはり今回の大震災を踏まえながら、どう下水工事を延命化していくかということが特に大切だと思います。特にマンホールとマンホールの間にももう曲がってしまったところなども、水平でない部分もあるかと思えます。自然流下できなくて滞留している部分もあるかと思えますが、そういうところをさらに工事していくわけですから、ですから本当に新しい工事と同じような状況でありますから新しい工法を取り入れていくとい

うのが、私がさっき申し上げましたが、課長初め皆さんもそういう研究を重ねながら新しい設計とコンサルあるいは打ち合わせしながら進めていきたいというお話でありますから、ですからそのことがこれからの事業でぜひ取り上げ、そして進めてほしい。これが延命であります。また、詰まったところの管には衝撃を与えながらかたくなったそういうのを取り払いながら流れをよくし、そして滞留することなく、これも現状の管を動かさないうで管路に衝撃波で壊せるような機械なども入れながら、そうやって延命策をしていくという。そして、コストを下げながら延命をしていくということを、この延命基本計画の中に十分含まれると思いますが、さらに研究を重ねて進めていただきたいというふうに私の感想を述べて終わります。

委員長（大友勝衛君）

答弁は必要ですか。（「要りません」の声あり）

ほかにございませんか。

3番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

何かないようなんですけれども、私もちょっとお聞きしたいことがあるので3点ほど。

成果の説明書の76ページ、商店街活性化対策事業ということで1,376万、くろかわ商工会の助成、また割増商品券発行の事業、商店にぎわい事業、空き店舗活用事業、大和まるごと市というようにいろんな事業をやっているわけですが、その中でやった成果、また商工会との取り組みの連携、行政としてどのような方向性でこの空き店舗、町の商店街を活性化するためにどんな方法を考えているのか、教えていただきたいと思えます。

2点目は、82ページの町営住宅維持管理費でお伺いいたします。

かなりの町営住宅の修繕、解体、いろいろ維持管理が随分かかっているようですけれども、今回も震災でかわら屋根等大分やられてかなりの修繕がかかってくると思うんですけれども、今後の町営住宅のあり方についてどのようなお考えを持っているのかお聞かせいただきたいと思えます。

124ページの合併浄化槽についてお伺いします。

22年度、14基、町設置型が10基ということではなぜ進まないのか。たしかこれは23年度までの助成だったという記憶があるんですけども、その辺ちょっと定かではないんですけども、今後どのような方向性でこの水資源を守っていくために合併浄化槽の取り組みの推進という部分で水道課はどのように考えているのか、町としてどのように考えているのかお聞きいたしたいと思います。以上です。

委員長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

初めに、商店街活性化関係の取り組みの連携ということでございますが、今回にぎわいづくり事業ということでございまして、21年度から23年度までの事業で実施しておりますけれども、県と町の補助、さらにはあと商工会等関係者というような形で実施をしております。特ににぎわいづくりということでございまして、空き店舗を活用した活性化ということでございまして、「まるごと茶屋」ということでございまして、旧勝又商店のところを改装をいたしまして、そこでもっていろんな、例えば島田飴をつくったりとか、あと地域の方に貸し出しをしたりしてということでございまして、そういう交流を図っておるところでございます。

町としてどのような活性化を図るかというようなことでございますけれども、やはり吉岡といいますか、商店街を軸にして、そこを波状的に盛り上げたいというような形でございます。今回、その中で個店というんですか、四つの店舗の方でもって一応モデル的に先生の指導をいただいて、どのように工夫したら活性化できるかということでそういう勉強会、21年度と22年度、4店舗ずつ8店舗実施したわけでございます。その中で、私ちょっと記憶に残っているのは、タイヤ屋さんがあったわけでございますけれども、ただタイヤを売るというんでなくて、要はセールスに行ったというんです。どこにセールスに行ったかという自衛隊の4階建ての結構高い建物があって、考えてみるとそういうところだとタイヤの積みおろしというのは大変なんでタイヤを保管しますよということと、脱着しますよということ、新たにそういう目の観点というか、そういうのをいろいろ考

えて新たな開拓をしたというような、ちょっとそういうことも聞いていますので、そういう取り組みを関係の商店街の方に発表したという事例もあるものですから、旧来の形じゃなくて新たな考えという形で、今後そういう個店から全体に広げるような形で持っていけばいいのかなというふうに考えております。

さらに、やはりイベントを通じて、できれば吉岡というか町内の方だけじゃなくてもっと広くからいろんな人も誘客できるような形のそういう方策を考えていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

委員長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

町営住宅のあり方についてのご質問でございます。

今回の震災での木造住宅の被害状況を踏まえてというようなこともございます。今回の震災では半分以上、全体で72棟の木造がございまして45棟でかわらのずれや雨といの落下とか壁の落下、そういった震災被害があったところでございます。これにつきまして現在手配をいたしておりますが、職人、大工さんの手配がもう少しでつきますので、その時点で補修に入りたいというふうに思いますが、必要最小限の補修にとどめたいというふうに思っております。これらの住宅については取り壊しの方針でございますので、あいた時点で取り壊しをする。なお、できるだけ早目にそういった形で解体できるかというふうに思います。

そこで、次の住宅の整備のあり方ではありますが、今後必要とされる、例えば議会でも議論いただきました子育て住宅とか、あるいは高齢者対応住宅とかそういった面でのことも含めて考えて住宅の整備方針を内部で検討し、そして計画を立てて計画的に取り組んでいきたいというふうな考えでおるところでございます。

委員長 （大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

浄化槽に関します今後の進め方、推進方策についてのご質問でございます。

これまで平成18年度から5カ年計画で、これまで町設置型の浄化槽の設置を進めてまいりました。平成22年度まででこれまでの整備期間が終了しまして、平成23年度、今年度から新たな交付金事業をスタートさせてございます。

こういった中で、平成22年度末の浄化槽の設置の残数といえますか、残っている戸数については304戸ございます。この304戸の中の特に吉田地区が占める割合が多いわけなんですけど、217戸ございます。こういった実情の中で、平成22年度、新たな事業をスタートさせるというふうな上で、残っているまだ未設置の世帯に対しましてアンケートを実施してございます。そういった中で、この設置費用についてわからないとかいろいろ分担金の支払いが大変だと思うとか、一括払いは大変だと思うとか、説明は説明会を開いてくれるのか、個人で聞きに行くのですかとかいろいろさまざまご意見も示されてございます。平成18年にこの事業、町設置型の事業をスタートさせる際に、各地区説明を開催はしておるんですが、こういった今回新たにアンケートを実施した内容では、前に、その際には説明会には出席はしたんですがもう一度ちょっといろいろ説明を開いていただきたいとかそういったご要望もございます。今後この残った浄化槽の残基数の部分をおいかにやはり推進していくかというふうなことが我々に課せられた責任といえますか、責務だとも思いますので、今後いかにその整備率を向上させるかというふうなポイントでもって、各地区の区長さんなどとまずはご相談をしながら、必要であれば地区に出向き説明会を開くなど、あと個人にいかにお知らせできるか、その辺をいろいろ考えながら進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

委員長 （大友勝衛君）

3番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

まず、商工会の方ですけれども、今までの流れで助成しているからいい

んだみたいな世界では何も進まないような気がします。やはり若い人たちの意欲のある人とかそういう人材育成をしていく。もしくは、商店街の人たちがもう少し団結してどこかにイベントを仕掛けるとかいろんな方向性があると思うんですけれども、町として積極的に商工会と連携しながら、本当に町の活性化のために、今新しい企業さんも大分入ってきますし、そういう呼びかけも空き店舗を利用した事業の展開というのも考えられることなので、やはりそういう呼びかけも大事なのかなと私は思っていますので、ぜひ前向きに活性化するような施策をお願いしたいと思います。

住宅管理費ですけれども、財政的にかなり厳しい状況の中で前向きなご答弁をいただきました。子育て住宅や高齢者住宅などを考えるというような方向性で、本当に財政の厳しい状況で、長期展望で修繕費を支払う思いしたらやはり何年かで新しいのを建てて払い込みをしていった方がかえっていいのかという考えもあるし、その辺本当に前向きに検討してもらって、今回住宅に住んでいる人は震災のときに車の中で一夜を過ごしたのを私見てました。そういう部分で、大分今回の震災で心配なされ、車の中で生活をして地震をしのいだという経緯がありますので、耐震を含めた住宅というのをもう少し考えていただければと思います。

合併浄化槽ですけれども、地区の区長さんや個人に啓蒙を図っていくというようなお話ですけれども、個々にすれば心は揺らいでつけるかつかないかというような気持ちでいる人たちが大分私も知っている範囲で耳にするんですけれども、もう一個の後押しというのが必要でないかなと思うので、その辺の取り組みをしっかりとやっていただいて、合併浄化槽の普及向上に努めていただきたいと思います。以上です。

委員長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

商店街の活性化のための前向きな施策ということでございまして、個店の4名、4名、8名ございましたけれども、今回23年度、スタンプラリーというものを計画してございまして、商店街全部ある程度回ったらいろんな景品とかそういう企画を考えております。最終的には産業まつりの方で来て

いただければ、その中から抽選して豪華景品というか、どういう景品になるかわかりませんが、そういうような考えをしております。

さらに、あと参考でございますけれども、今度まるごとフェスティバルということでもみじヶ丘の方で開催するというので、吉岡の商店街あるいは、吉岡というか大和町の商店街、さらに農業関係者も集まって、大和町に都市型の住宅団地あるもんですから、そちらにもPRしてできれば町の方にも来てもらうというそういうような形で盛り上げていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

町営住宅の耐震を含めての対応ということでございます。当然これから整備するという方針の中ではそういった耐震化の方も含めて考えていくべきでありますし、そういったことが求められると。震災当時は確かに車の中で心配で過ごされた方がいらっしゃったというような話も伺いますし、また避難所で来られて、荷物が散乱して大変だというようなところで来られた方も多々あったわけでございます。そういった中で、現在は落ちついた中ではありますけれども、震災のつめ跡がまだ残っている状況でございますので、まずはその対応とその後の今後の計画について、お話をするなりそういった形で補修をまず早目に決めて住宅対応に取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長（大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

浄化槽の関係でございまして、今現在におきましてそういった設置についての具体的に検討されている方もおられるというふうな中で、おっしゃられるようにもう一押しというふうな部分、その辺が本当に大事なんだろうというふうに、推進を進める上では大変重要なポイントなんだろうと

いうふうに思います。そのように進める必要もあると思いますし、町から積極的にどんどん情報を発信といいますか提供しながら、さらに逆に地域のそのような情報も町の方で入れる努力といいますか、そういったこともしながら、できるだけ公共水域の環境保全と水質の浄化というふうなことを、そういった大きな目標に向かって推進を図ってまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員長（大友勝衛君）

3番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

職員の皆さんも今回の大震災で大変ご苦労なされた中での通常業務なので大変ご苦労さまという次第でございます。とにかく町民の皆様の福祉向上のためになお一層の努力をしていただきたいと思います。以上です。答弁は要りません。

委員長（大友勝衛君）

ほかにございませんか。

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

最初に、産業建設常任委員会の所管の課の皆さん、大変ご苦労さまでございます。日常のお仕事に敬意を表したいと思います。

初めに、監査委員の決算審査意見書の中からであります。35ページの大和町の水道事業会計の下段の方であります。収益的収支については一般会計からの補助金や加入金の増加により、22年度までは黒字になっている。しかし、今後は加入金の大幅な減収が見込まれるなど、経常収支は大変厳しいものになることが予想されると。云々で、本町の水道事業の特性にあった料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定に、なお一層の努力を望むものであると明記されておりますが、このところの所感を述べてもらいたいと思います。

あと、決算書の16ページの住宅使用料、14の1の3節、これを見ます

と、予算額が3,800万、調定額が4,130万6,400円、その差額が330万円ほどであります。あわせて収入済額が3,594万500円、収入未済額が536万5,900円あります。これ見ますと、予算額と調定額との関係であります。何か乖離があります。予算額と調定額との関係。本来は、住宅使用料は町税とは異なって使用料の対象が明らかになっているわけです。住宅が何戸で、あるいは1カ月が幾らで年間使用料は幾らになると正確に計算されるはずだと思います。この予算額と調定額に約330万の差が生じた理由は何なのか、ご説明をお願いしておきたいと思います。

また、あわせて収入未済額は536万で調定額に対して、私の計算では十二、三%が滞納されておりますが、町営住宅に入居して当然の対価を支払わないでただで入居するというようなことは考えられない。そこで、決算時点での対象者は何人で、もっとも多いのは何カ月分滞納しているのか、その実態を教えてください。

それから、決算書の58ページですか、6の1の3の19節観光費であります。負担金補助及び交付金1,041万6,500円、これは観光協会の補助金だと思うんですが、この補助対象の事業と金額、効果を教えてください。もし観光客の入り込み数を把握してあるのであれば、あわせて教えていただきます。

それから、決算書の57ページの林業振興費、5・2・1の19節負担金補助及び交付金、支出済額が1,936万3,214円、不用額が345万4,786円あります。補助団体の確認をさせてください。それから、この不用額の理由を教えてください。

それから、行ったり来たりして申しわけないんですが、決算書の58ページの商工会に対する補助であります。751万7,000円。この補助効果をどのように見ているのか。あるいは、説明書の融資制度で510万ほど出しておりますが、経営の合理化とか近代化資金の効果についてどのように評価しておられるのか教えてください。

あと、決算書60ページ、7・2・2の各節の不用額、合計しますと1,137万円強あります。この不用額で道路の新設改良工事ができるのではないかと素人判断するんですがいかがでしょうか。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

暫時休憩をします。

休憩の時間は10分間とします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

委員長（大友勝衛君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

浅野委員の水道事業の今後の適正な運営、見通しといたしますか、そういったことにつきましてご回答をさせていただきたいと思います。

監査意見の報告書の中で、平成22年度、黒字決算というふうなことで、今後については加入金等、そういった大幅な減収とかそういった状況の中で大変厳しくなるのではないかというふうな予測がされるというふうなことなものですから、企業誘致とかそういった方々の従業員の定住、そういったことでの水需要の増加に期待するというふうな、これはまさしくそのとおりだと思います。これまで中身的には加入金の増加とか、現在までやはり給水量とか給水軒数、この辺も順調に上向きの傾向にございました。このことが本当にセントラル自動車とかを含めて大手企業さん、そういった効果だというふうに考えてございます。この上昇傾向が今後どのような傾向で推移していくのか。その辺をきちっと見きわめた中で、そういった料金体系の問題とか、平成21年度でしたか、料金体系の見直しについて議員の皆様にお示しした経過がありますので、そういった経過も含めまして、今現在どのような状況にあるのか、さらに今後どのような傾向に推移していくのか、その辺をきちっと見きわめた上でいろいろ検討しながら間違いないようなそういった料金体系についても考慮しながら考えていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員長（大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

2点のお尋ねでございます。

1点目、町営住宅関係でございます。

町営住宅の使用料の件であります。決算書の16ページの上段、住宅使用料のところでございますが、予算が3,800万、調定額が4,130万6,400円あります。この予算組みのあり方ではありますが、実際に収入として見込まれる額の9割程度を目安として収入があるというような計算で予算組みをしているところございまして、そういった意味で3,800万という予算組みをさせていただいているところでもあります。

滞納者、この決算ベースで収入未済額が536万5,900円となっております。これの滞納の内訳でございますが、滞納者数は26名でございます。その中で高額滞納者につきましては、1件は強制執行で町営住宅を出ていただきました方、これにつきましてはそのまま滞納額として残っております。127万4,600円です。次に、現在入居されている方で滞納額多い方、62万7,800円、34カ月分でございます。この方が多い状況でございます。

続きまして、7・2・2の不用額、決算書60ページでございますが1,137万の不用額がございます。この内訳でございますが、委託料と工事請負費が多くなってございます。7・2・2道路新設改良費でございますけれども、委託料につきましてはちょうど三ヶ内大角線の測量がありまして、当初ざくっと予算を置いたときに1,000万置いておりました。それで、実際工事発注したのが約半分程度でありまして、この479万1,000円というのはその執行残でございます。また、工事請負費につきましては、防衛の補助事業の執行残でございまして、これらについて工事発注した段階で落とすことも可能であったと思っておりますけれども、多少変更も考えられるところもありましたので、最終的にこれは不用額として処理しようというような考えもあったところでございます。内容的にはそういったことで、集めればそういった大きな事業が可能な額ではございましたけれども、内容的にそういった状況にあったということでございます。

委員長（大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長（庄司正巳君）

それでは、1点目の6款1項3目の観光費の19節負担金補助及び交付金1,041万6,500円の内容でございますけれども、主に大きいものはまほろば夏まつりの補助金が595万、それからあと大和町観光物産協会の補助が150万、それからお立ち酒あるいは島田飴イベント道中、そのほか負担金としての県の観光協会への負担とかそういうような内容になってございます。

観光の効果ということでございますけれども、特に島田飴関係ですと結構全国レベルというような形になっておりまして、宮城県以外からもかなりのお客さんが来ているというふうな形になってございます。

入り込み客でございますが、平成22年につきましては33万9,944人ということで、約30万人台というような形になってございます。

それから、57ページの5款2項1目19節の負担金の不用額345万4,786円の内容でございますけれども、これにつきましては森林整備交付金と民有林育成事業に係る不用額でございます。森林整備の交付金につきましては宮城県林業公社の方も、ほか含めて5団体ほどございますが、林業公社の関係でちょっと冬場の事業で事業の執行ができないということがございました。それから、民有林育成対策事業につきましては、黒川森林組合などを対象にしておりますけれども、最終の事業費の確定が3月末ということでございまして、本来であれば専決等で減額すべきところこのような不用額というような形になっております。

それから、あと商工会の補助金ということでございますが、どういう効果ということでございますが、商工会の補助につきましては人件費とか地域振興費等々を均等割あるいは会員数割で負担をしているわけでございますけれども、商工会も実はくろかわ商工会という形になりまして大和町だけではなくなくなったわけでございますが、この黒川をできれば連携したような形で観光の推進あるいはお祭りの連携、そういうものを図っていかねばならないのかなというふうに考えているところでございます。

それから、あと中小企業振興資金の利子につきましては、成果にありますとおり89件、214万9,000円ということになっておりますけれども、中小企

業の経営の安定の方に寄与しているのではないかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

委員長（大友勝衛君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

住宅使用料の件であります。予算編成の時点で90%だと。それ不自然だと思いませんか。では、予算編成の時点で滞納があるということ予測したということになりませんか。そういうことであれば、全額収入しようとする意識がない、意欲がない、こう言われてもやむを得ないんだらうと思う。予算書のあり方、この根幹を変える対策だと私は思います。結局収入未済額が536万5,900円もあるんですよ。ですから、予算と調定の乖離があると。それをやはり縮小する、あるいはゼロにならなければ予算書は書けないと思う。私の考えがもし間違っているのであれば指摘してください。

そして、この未済額に対してどういう措置をとったのか。これも払わない方に強制執行はかけられるんですか。地方自治法何条かでそういうものに対応できるとちょっと聞いておりますが、その辺のところもあわせて教えてください。

この住宅使用料、民間でいえば家賃ですから、家賃を払わないで入っているなんて到底考えられません。町営住宅だからいいんだという考えはもってのほかです。ここは確固たる信念を持って取り組んでもらいたいということですよ。

あと、それから順番狂ってますが、不用額の問題、都市建設課の。執行残で479万円あったんでという話であります。いわゆる負担金とかの不用額ではなくて純粋な都市建設課の業務の中での不用額があれば、そういう不用額をでは出さない予算の見積もりをすとか当然すべきだと思う。これも間違っているのであればご指摘してください。

それから、観光協会の補助金であります。入り込み数が33万人だと。黒川なんですか、観光協会と言うんですか、150万。補助を出す場合の基準、公益性のあるものに対してという規則があります。これは公益性に入

るんですか、観光協会は。もちろん補助団体相当ありますから公益性に属さない団体も幾らでもあります、厳密に言うのであれば。この150万円の効果はどうですか、再度質問しておきます。

それから、あとは林業振興費の件でありましたが、不用額345万4,286円、いろいろ答えられましたが、補助団体の確認をしてもらいたいとさっきお願いしたんですが、率直に言いまして、大和町林業振興協議会というんですか、その団体についてはどのような認識をしておられるかご説明してください。以上です。

委員長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

住宅の予算編成での収入の見込みの算定の仕方に関するご質問であります。本来ですと、収入額が当然入居者の数がわかる、収入状況もわかる、単価もわかる、そういった状況で掛ければ単純に出るものであります。全くそのとおりだというふうに思っております。予算編成上というようなところもあるんだろうということで、実質当てにできる金というかそういう形の考えがあるかどうか、実質の収入をどれだけ見込めるかというような中での考え方だというふうに思います。実際は収入がこういった形で調定額という形の中では見込めるところであります。滞納額ありきというふうな考えにとられても仕方ない措置のあり方かなというふうな思いはします。

そこで、課としては全力を挙げてこの滞納額を減らす対策を今とっておるところでございまして、例年2名体制でおったところを今回は3名体制で行っております。三浦班長をキャップとして戸別に訪問あるいは呼び出して指導、その中では法的措置の話もございましたが、次回おくれた場合は法的措置に入りますということでお伝えをし、また保証人にも連絡をとってその対応をしている。そういうような中で、現時点では15名の方がまだでありますので、11名の方が完納したというようなところでもあります。残り15名の方も着実に納めております。先ほど申しました34カ月、62万7,000円の方であります。毎月の収入は当然のことではありますが、あ

わせて3万円ずつ毎月払っていただくと。これを約束ができなかった場合は出ていただきますというような話までさせていただきました。同様に高額の方にはお話をさせてもらって、毎月の家賃、おくれた分だから当然責任としてお支払いをいただくというような形で指導させていただいております。そういうことで、徐々にでありますけれども改善がされてきております。例年そういった中で過年度分を納めて現年度分ちょこつと残ったというような惜しい方もおりますので、そういったことを未然に出さないような形で今取り組む際はさせていただいております。

それから、不用額の件であります。今回の三ヶ内大角線の起工額は998万円でございます。ですから、1,000万の見積もりをした中で起工がそういう形でありましたけれども、落札率が50.5%でございますので半分になってしまったという経過がございます。これは委託料の関係でありましたけれども、こういった中で委託をした経過がございます、やむなくこういうような状況になったというようなものでございます。よろしくお願ひします。

委員 長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

初めに、150万ということで大和町観光物産協会の補助金の絡みでございますが、観光物産協会につきましては、主な事業につきましては「お立ち酒全国大会」とか、あるいは「まるごとフェスティバル in 仙台」ということで仙台市民広場での町の物販関係を、そのようなものをやっております。特にやはり地場産品の紹介ということでございまして、町内商業者の方のいろんなもちとかかりんとうとか、あるいはマイタケとかトマトとかそういうものを関係者ととも町内地域のPRをしてございます。さらに、観光ということで、まず観光のパンフレットなりを持ちまして皆さんに公開しているというそういうPRをしているというような内容でございます。この観光物産協会につきましては出資ということで、農協さんとか商工会さんとか町内のいろんな方々にいただいております、その不足分を町の方からの助成というような形になっております。

それから、あと2番目のご質問のありました林業振興協議会でございますが、林業振興協議会につきましては、構成メンバーは宮床と吉田の林業関係、森林組合の役員さんとか財産区の方、それに議員さんも含めての構成メンバーというような形になっておりまして、昨年度鳴子の方に行きまして高橋さんというかなりの森林所有者の方の現地を見まして勉強会をさせていただいております。特に林業だけじゃなくてコシアブラとかワラビ園とかそういう経営のノウハウ等も勉強させていただいて、研修のほかに情報交換というかそういうものができたというふうに思っております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

住宅の使用料について、滞納分の解消に当然強い姿勢で臨まなければならないわけでありますから、副町長の決意をお聞かせください。

それから、あとはこの観光費なんですけど、150万円でどういう効果があったのか。今は補助金に対して一般質問でもさせていただきましたが、これはかなり精査する必要があると思います。そして、この観光客、大和町の場合宿泊して観光するということではないんです。通過型観光と言うそうです。ちょっとある場所を見て帰っていく。ごみを置いていく。トイレを汚していく。それが通過型観光の代名詞だと言っている人もいます。ですから、そういうことも踏まえても、補助金の出し方、金額の出し方等々は精査する必要があるんだろうというふうに思いますが、課長の所見を伺っておきたいと思います。

それから、林業振興費なんですけど、宮床、吉田の山林関係者あるいは役職を持った方、課長は組織を立派に評価してもらいましたが、私の見るところではかなり違います。そのような観点から、私、ここ二、三年、参加しておりません。あの補助金は、もう少し課内で、あるいは庁舎内全体で補助金の中で議論してもらいたい。どういう事業をやっているのか正しく判断をしてもらいたい。それを要求したいと思います。以上です。

委員長（大友勝衛君）
副町長千坂正志君。

副町長（千坂正志君）

お答えをいたします。

大和町全体でのいろいろな収入未済関係、これはそれぞれの部門にございます。そんな中、町税から始まりまして住宅使用料、水道料金までということで相当の収入未納者の部分で回収をしていかなければならないという部分がございます。そんな中、大和町町税等収納対策本部、設置をいたしました。そんな中で、年2回、全課挙げて、税務を初め徴収対策に取り組んでいるところでございますし、もう一つは、あと徴収の機構の方にも案件として、これはいろいろな処分も含めて滞納をしている部分についてリストをやって今徴収に当たっている部分もでございます。いずれにいたしましても、各課で未済額を抱えている部分につきましては、リスト、それぞれ情報を共有しながら班編成で年2回の徴収対策を今やっているところでございますが、実績といたしましては、どちらかというところ給食費とか水道料金とかそういう部分につきましてもある程度納めてもらえる部分はあるんですけれども、今後も対策本部を中心に情報交換しながら収納に努めていきたいと思っております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長（庄司正巳君）

それでは、さきの観光の関係でございますけれども、通過型観光というようなことを言われまして宿泊客が少ないということと言われましたけれども、現実的にはやはりどうしても宿泊は少ないというのは現状であることは認識しております。ただ、逆にいろいろな陶芸体験館とかダム資料館周辺、直売所なんかもあるもんですから、そういうリピーターの方は余計来ていただいて、今後宿泊につなげるような形で進めるようにしたいなというふうに考えてございます。

それから、あと林業振興協議会につきましてはいろいろな研修をしている

わけでございますけれども、もっと中身をちょっと精査といいますか、さらに効果上がるような形で関係の方と詰めていきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（大友勝衛君）

ほかにございませんか。

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

2点ほどお伺いします。

同じく観光費のことで、今前者が通過型観光というふうなお話出ました。確かにホテルとかそういったものが少ないということだけじゃなくて、やはり仙台なり古川なりからの交通の便が非常に悪いというか、そういったことも加味しているのかなというふうに思っています。

それで、島田飴まつりの件で花嫁道中開催ということでお聞きします。

毎年12月14日にやっております、これは非常に県内外、大分回を重ねるごとに県外からもいらしております。前者のお話でなくても、こういった歴史や文化を伝えようと。さらに大和町を深く知ってもらおうと。県外の方に発信できる格好の事業じゃないかなと思っております。そういったことで、この島田飴まつりと同時で花嫁道中やるんですが、そういった昨年の評価といいますか、担当課としてこういった評価をしておるのか。また、過去のことも含めてで結構ですので、お願いいたします。

それから、前のページの77ページなんですが、企業誘致対策に関して、企業立地推進本部、立地決定企業社員の定住促進に向けて住環境のPRデーを開催している。年2回やっておるわけなんですが、こういったことを催しての成果、また反応、こういったものをちょっと出していただければというふうに思います。以上です。

委員長（大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長（庄司正巳君）

島田飴の関係についてのお尋ねでございましたけれども、島田飴につきましては昨年12月14日開催しまして3,800人ほど入り込みということでございまして、県内、県外からも広くおいでをいただいたところでございます。今回はバスというんですか、まほろばホールの方に車を置いて、そこから大和タクシーまで来ていただいて、あとそこから町内を歩いて吉岡の八幡神社までという企画をさせていただきました。ただ、町の中もまるごと市といいますか、そういう形での出店を含めての対応ではあったわけですが、店に寄らずにちょっと目的地の方に直接来てしまったということもあるもんですから、今後沿道の店の方にも入るような工夫ということも必要なのかなというふうに考えておるところでございます。

評価ということにつきましては、今後とも道中行列もかなり評価よかったもんですから、それも継続して努めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

あと、企業関係につきましては、浅井対策官の方から説明させていただきます。

委員長（大友勝衛君）

企業誘致対策官浅井 茂君。

企業誘致対策官（浅井 茂君）

企業誘致関係での雇用従業員の定住関係でございますけれども、セントラル自動車並びに東京エレクトロン関連のこちらに移動される従業員の定住促進というようなことで、本部会議の中でも定住促進に向けていろいろと活動してきたわけでございます。セントラル自動車につきましては、神奈川の方の本社工場の方に赴きまして、食堂の方で大和町の住環境等のPRを行ったところでございますし、また山梨の東京エレクトロンATの事業所の方でもそのような形での活動をしてきております。

成果としましては、やはりセントラルにつきましては大衡の新工場移転地のすぐ近く、また商圈も大和町にあるというようなことと、あとまほろばの吉岡南のタウンとかそういった町内の、また賃貸アパートの状況とかいろいろとPRをした中で、そういったものへの関心が一段高く、ちょっと統計的に見ますと仙台泉区あるいは富谷に次いででの定住率ではあったわ

けですけれども、多くのセントラル従業員の方々に大和町を知っていただき、また定住の今後の将来の足がかりをつかんだというふうに考えております。

あと、東京エレクトロンにつきましては、泉区寄りというようなことで、どうしても向こうから移動される方々、セントラルとは違いましてお国がえといたしますか、本社機能がまるっきりこちらの方に移動するという状況ではないものですから、山梨の事業所から来る方々につきましてはやはり賃貸のマンションとかそういったものに居住したいという意向がどうしても大きく、泉の方への定住が意識的に強いようでございますし、あと松島事業所の方々もやはりこれまで仙台市内からの通勤従業員が多かったことによって大和町への賃貸アパートへの入居というのはなかなかちょっと難しいのかなと思っておりますけれども、まだ今後の移動者もございませので、いろいろとそういった空き賃貸アパートのPRなども努めてまいりたいなというふうに思っておるところでございます。

委員長（大友勝衛君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

花嫁道中、県外からも来ておるということであります。なかなかこういった花嫁道中というのは動いている、要するに動きのあるイベントというか、そういったものが多いんです。先ほどお立ち酒とか出ましたけれども、あれは会場に皆さん寄ってくるというふうなことで、非常に回数を重ねるごとにいろんな企画も出ておるようなんで楽しみにしているんですが、これについてちょっとことしは何か少しつまずいているようなニュアンスで伝わってきたもんですから、例えばさっき前者も予算の面言いましたけれども、こういったもので今までは聞くところによりますとボランティア的ないろんなそういったもので皆さんの商店の協力をもったり、参加の人もボランティアで出たりと、着る物も借りたりというふうな形でやっつての中でつないできておるというふう聞いております。ぜひこういった形で可能であれば、多少なりともこういった予算を見直すときに再検討する必要性のある花嫁道中じゃないかなと思っております。夏は夏まつ

り、冬はこういった道中行列といいますか、島田飴というものがありますので、もっともっと観光PRをする中では大事にしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺も力を入れてほしいなというふうに思っています。

あと、企業誘致に関しましては、さっきの水道課のお話にもありました。やはり本町に定住していただくことによって水道の事業も活発になりますし、また住む方が多くなるということによって道路の状況、またそういう住環境を整備していかなければならないというふうな皆関連があることでありますので、特に産業振興課、そういったものを率先してPRをしてもらいたい。ただ、PRするのにも、どうなんですか、対策官、普通の、うちの方では大和町で胸張ってこれはもういいよと、ただよそと比べてこれがちょっと足りないんだよというふうなそういう何か感じているところあれば、一応企業さんと接触してこれは絶対負けないよというふうなものがあればちょっと述べていただければと。

委員長 （大友勝衛君）

企業誘致対策官浅井 茂君。

企業誘致対策官 （浅井 茂君）

ただいまの馬場委員からのお話でございます。各セントラルさんあるいは東京エレクトロンさんを訪社しながら従業員の皆さんとお話をする機会の中でいろいろとお伺いする部分については、やはり東京エレクトロンさん従業員関係ですと若い世代の従業員さんが多いというようなこともございまして、子供たちの進学関係をいろいろと懸念をされておりました、いろいろな進学塾とかそういったもののいい塾があるかどうかとかそういったご意見なんかもお伺いする機会がございました。町内にもいろいろとそういった塾関係はありますけれども、やはり仙台の方にまとまったそういった数がございますので、そちらの方に志向が行くというような形のようにございます。

あと、セントラルさんにつきましてもそういった傾向もございましてけれども、本社機能がこちらに全部移転するというようなことでもうついの住みかの定住を考えるとというようなことをお話を受けますと、やはり商圈と

いろいろ住環境が整った大和町への定住をいろいろとお話を承ってございます。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）

課長からはいいですか。

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

先ほどの島田飴、動きのあるイベントということでございまして、特に縁結び効果ということもございますので、今後商業者あるいは商工会、町だけじゃなくてもっと一般の方のボランティアも募ってぜひお祭りを盛り上げていきたいなというふうに思っております。

委員 長 （大友勝衛君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

花嫁道中に関しては、課長言うように、やはり町民の方々巻き込むという語弊あるんですが、そういった形で何かのお手伝いをしながらやるようなことをぜひ指導していただいて、大和町のお祭りということで築いていただければなと思いますし、また予算的にも果たしてこれで円滑なものができるかどうかちょっとわからないところはあるんですが、その辺も委員会の方に聞いてぜひ盛り上げてもらえればというふうに思います。

あと、今の企業誘致の方は対策官のお話のとおり、所管の担当課ばかりじゃなくて皆関連しますので、企業で大和町どうですかということはもうインフラ整備とか学力向上とかいろんなものがつながってまいりますので、やはり担当課だけじゃなくて全課一丸となってこれはやるべきだなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。終わります。

委員 長 （大友勝衛君）

ほかに。

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

それでは、水道課に1点お伺いをします。

説明書の125ページの総括の文章の中から伺いますが、老朽管対策について実行されたということでありますが、その内容について少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。老朽管の更新等を計画的に進めたということでありますので、その内容についてお聞かせをください。例えば、経年劣化だとすればどれぐらいの時期でこういった材料を使ったものが今回の更新によってどういう方向になるというようなことで説明をいただければと思います。

あと、同じく説明資料の78ページの雇用対策についてであります。産業振興課、地元採用の要請ということで二度ほど要請をしたということでありますが、このことについての、これは何年か前からお続けになっていらっしゃることではありますが、これの実績ですか、それだけ要請をしたものの実績、どのようになっているのか、聞かせてください。

同じく産業振興課で、前のページの企業誘致対策費の中で、訪問を80社なされたということで、実績としては3社迎え入れたということでありますが、この誘致の方法というんでしょうか、要するに分譲用地がどれだけあって、それを相対をして求める側の企業側とそのマッチングをさせるというような手法をとられていらっしゃるのか、あるいはどうぞ大和町においでくださいというような大きな意味での企業誘致をなされていらっしゃるのか、具体的な行動の内容をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、75ページの松くい虫防除事業についてであります。これについての範囲、実績、例えば町有地あるいは民地あるいはその他県有だとか国有だとかそういうもの、どういう範囲でなされたのか、お聞かせをください。

委員長（大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

ただいまのご質問の水道事業、老朽管対策等についての内容のご質問でございます。具体的内容については工務班長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（大友勝衛君）

工務班長佐々木哲郎君。

工務班長（佐々木哲郎君）

お答えいたします。

老朽管対策事業につきましては、平成11年度を初年度といたしまして吉岡の市街地中心に整備を行ってきているところでございます。平成21年現在につきましては、残事業量といたしまして約800メートルほど整備事業の対象として残ってございました。昨年度につきましては、いわゆる21年度で施工した部分の代替管の整備ということで、主に県道升沢吉岡線の配水管の整備を行ってございますので、昨年度につきましては石綿管の更新そのものの実態数はゼロというデータでございます。

それから、23年度以降につきましては、残延長が約430メートルほどございます。これは吉岡市街地に限ったことで、ことしその分につきましては更新をいたしまして、吉岡地区については全廃という方向で計画してございます。

それから、一部、土保田地区でございますけれども、この部分につきましては以前から土保田地区を中心とした整備事業が計画されているということで、その整備事業とあわせて整備するというので、土保田街道線につきましては延長にいたしまして890メートルほどこれは今後残るといふこととなります。

それから、その他の周辺地区におきましては、舞野の北河原橋左岸側に約120メートル、それから鶴巣の下草、大崎三ノ関線、ここが300メートルほどございます。それから、吉田の山の神住宅に約170メートルほど残ってございまして、これにつきましては24年度以降着手して3カ年程度ぐらいで全廃に向けて更新を図りたいという計画であります。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

企業誘致対策官浅井 茂君。

企業誘致対策官 (浅井 茂君)

まず初めに、雇用対策のご質問でございます。地元採用の要請というように、6月の大和町企業等連絡懇話会あるいは新年のあいさつ回りでの御用聞きを兼ねてのそういった機会をとらえての雇用促進のお願いを各企業等懇話会に加盟している企業さんあるいは新年あいさつ回りで訪問した企業さんへの地元高校卒業生の採用についてお願いをしているところでございます。高校の求人受け付けについては6月下旬から、そして7月1日からそういったいろいろと求人活動が開始されるわけですが、その中で各企業さんの欲する人材が採用の枠になった場合に開けていくわけですが、そこからなかなか本人の希望する職種に合わない学生さんも中にはおるわけですし、また企業さんの方でもいろいろと面接の中でそぐわなかったりとかでなかなか職につけないという状況下にもございますので、そういった部分でもやはり学校側の進路指導が一生懸命やる部分につきましてはそれぞれにやっておるわけですが、町としましてもあいさつ回り等の中で町長が直接企業さんの方にあいさつ回りの折に新規採用のお願いをしたりとかそういった部分で実を結んだ部分も過去にございました。そういったことで、やはり求職率が低下している時期については、特に厚くそういった活動をしていきたいなというふうに思っております。

あと、それからもう一つの企業訪問の状況でございます。一応22年度につきましては80社というようなことで企業訪問をさせていただいたところでございます。委員も詳しくご承知かと思えますけれども、第一仙台北部中核工業団地の未分譲宅盤については6区画、あとそれから大和流通工業団地につきましても3区画残っておりまして、また大和リサーチについても1区画残っていた状況の中で企業訪問をしながら、こういった団地の未分譲の状況のご案内、そしてまた交通、インフラ関係とかいろいろ上下水、工水関係のインフラ関係をご説明をしながら、県が推進しております企業立地に当たっての高度電子機械産業あるいは自動車関連産業、そういった業種にポイントを置きまして、各企業さんの方にアポイントをとらせていただきましてインフラ状況を説明をして歩いておるところでございます。一応22年の80社のうちの自動車関連企業様では26社、あとそれから半

導体、機械関係ですと……。

委員 長 （大友勝衛君）

説明は簡略に。

企業誘致対策官 （浅井 茂君）

34社とかそういった部分的に主たる企業をもって訪問をしているところ
でございます。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 （庄司正巳君）

松くい虫の関係でございますが、松くい虫に関しましては、成果にありますとおり、伐倒が174本、それから苗木の植栽が174本ということでございます。

なお、範囲と内容につきましては、蜂谷主幹の方からご説明申し上げます。

委員 長 （大友勝衛君）

主幹蜂谷祐士君。

産業振興課主幹 （蜂谷祐士君）

松くい虫の範囲でございますが、県の補助対象になっている地域が大和町内で約30ヘクタールほどの面積がございまして、県の指定を受けた地区が補助対象区域という形で事業をしております。22年度につきましては、宮床地区の四辻、煤懸地区で約10ヘクタールほどでございまして、所有が宮床財産区、宮床生産組合、あと向原の部落林が対象になっておりまして、そちらで事業をしております。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

老朽管対策について、昨年度は実際の工事はなかったということですね。

これに使われている石綿管、これまで新たなものにかえた石綿管、アスベスト管とも言ったやつであります、この保管状況等異常はないわけでありませぬ。

それと、お伺いしたいのは、鉛管、これは大和町の水道管の中に鉛管が使われているのかどうか、教えていただきたいというふうに思います。

アスベスト管の保管状況と鉛管の使用実態をお聞かせをいただきたい。

あと、産業振興課、先ほどの質問の中で採用実績等後追いをしているかというふうにお伺いしたんですが、そのことについてのお答えがなかったわけでありませぬ。再度お伺いをします。

あと、ご回答の中に、当初は町長も出向いたというようなふうにお伺いしたんですが、ということは現在はこの要請には町長はお出になってないということなんでしょうか。

あわせて、これは直接所管とは違うのかもしれないけれども、地元新卒高校生の採用という観点から、これは町として同じようなスタンスで町で採用計画の中にもそういう考え方が入っているのかどうか。これはもし所管課で回答ができないのであれば副町長からお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、分譲地については、先ほど言った北部で6区画等々、その残地を目途にご紹介をしているというようなご説明だったわけでありませぬが、これはどうなんでしょう、ニーズとして80社回った中に、この用地では狭いだとか、あるいは広過ぎるだとかそういうことで持ち玉、それに対するニーズとのギャップというか、そういうお話をいただいたケースはないのか。あるいは、どう見ても企業誘致の用地の数が少なくなっているわけでありませぬが、そういったものが企業誘致に対する推進力にどういう影響を与えているのか。担当官としての所感をお聞かせをいただきたい。

以上、松くい虫については30ヘクタールということの中の宮床地区の10ヘクタールでやったという話ですが、この指定地域の定義、あとは実際の場所、教えていただければと思っております。

委員 長 （大友勝衛君）

企業誘致対策官浅井 茂君。

企業誘致対策官 （浅井 茂君）

雇用、採用のお願いについての後追い調査はしているかについてでございますが、一応特別こういった部分についてはこれまでしてこなかったところでございます。

あと、それから企業訪問の際での企業さんからのそういったニーズといえますか、そういった部分につきまして、こちらの成果の方にも書かせていただいておりますが、現地案内の企業3社というようなことで、一応こういった部分については東京エレクトロンあるいはセントラルの進出に伴う関連のサプライヤーさんとか関連企業さんがやはりこちらの方の宮城の方に進出したいという意向もありまして訪問の際に何度かその企業さんを訪問する際にそういった部分までお話を承りまして、そういった部分で用地の面積とか、あとリサーチのちょうど向かいの県有地の紹介とかした中でその面積に沿うような形での面積があるというようなことでいろいろと現地を見ていただいたり決めていただいた企業さんの中にはございます。

あと、広いか狭いかというのは、なかなかいろいろとその折のあれではお話は承るんですが、やはりその進出の考えがなかなか直接的に伝わってこない部分もあって、広いでしょうか、狭いでしょうかとそこまでの深いお話までは至っていないところでもございます。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）

副町長千坂正志君。

副 町長 （千坂正志君）

大和町の職員の採用の関係でよろしいですか。大和町では定員管理の中で新規職員の採用試験でございますが、これは県の町村会の方に職員採用の部分全部委託してございますので、募集等々についてはその県の町村会の方でやるわけでございます。1次分は県の町村会の方に、そして2次分につきましては町ということでございますが、募集の段階で地元が云々

という部分の条件はつけてございませんので、フラットな中で採用の募集を行っているという形でございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

松食い虫は。

産業振興課主幹蜂谷祐士君。

産業振興課主幹（蜂谷祐士君）

松くい虫の被害の地域指摘の定義でございますけれども、県の指定でございますけれども、町内において松林を保存継承といいますか、継続していく松林を地域を指定という形の観点からそういった形で松くい被害があった場合の指定をしておるわけでございます。以上でございます。（「場所は」の声あり）

場所につきましては、細かい内容につきましてはちょっと手元に今書類ございませんが、吉田地区、宮床地区、あと鶴巣に一部ございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

場所については後で。

上下水道課工務班長佐々木哲郎君。

工務班長（佐々木哲郎君）

お答えいたします。

老朽管対策事業によって石綿セメント管、いわゆるエタパイと言われるものなんですけれども、更新工事に伴いましての発生品を今保管している管はございません。一部発生した部分については業者に適切に産廃として処理させていただきます。ただし、ほとんどが道路下なものですから、道路下につきましては道路管理者と協議した上で残置という形で取り扱わせていただきます。末端についてはキャップをしてそこに水が入ったりそこから出たりということを防止してございます。

それから、鉛管、これにつきましては配水管として使用はしておりませんけれども、当時同じように石綿管と同時に給水管について鉛管が使われ

ておりますので、この部分につきましては更新と同時にあわせてその鉛管の部分はすべて廃止ということで行ってございますので、吉岡につきましては今年度ほぼその鉛管についても改修をするという形になろうかと思えます。ただし、ちょっとビニール管、いわゆる創設当時1次・2次拡張事業のときに使われた鉛管につきましては、すべてが石綿管上にくっついてあるという状況じゃないもんですから、どうしても劣化状況に応じて鉛管の漏水が出た場合につきましては町の責任をもってその更新を行っているということでございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

まだ再質問あるんですか。

ほかには。（「休憩」の声あり）

それでは、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長（大友勝衛君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず最初に、先ほど松くい虫の質問について答弁がありましたけれども、追加で答弁をしたいということですので、産業振興課主幹蜂谷祐士君。

産業振興課主幹（蜂谷祐士君）

先ほど高平委員についてご質問をいただきました松くい虫の区域の詳細についてでございますが、先ほど総面積としまして約30ヘクタールと申し上げておりますが、詳しく内容を言いますと、32.68ヘクタールでございます。その内訳としましては、宮床四辻地区につきましては2.91ヘクタール、小野の煤懸地内におきましては11.25ヘクタール、吉田金取北の長窪西地内で5.26ヘクタール、吉田反町上の明ヶ沢地内におきましては4.87ヘクタール、最後にあと鶴巢幕柳地区の石ノ沢地内におきましては8.39ヘク

タール。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

詳細の説明ありがとうございました。

この地区が松の保護地区に指定したという意味なんだろうが、その言ってみれば経緯というのはどういうことだったのかなということも聞きたかったわけでありますが、この機会でなくても結構ですから、あと直接伺いますから教えてください。

それでは、産業振興課の企業誘致に関してであります。先ほど申し上げましたように、もうほぼ持ち玉は出尽くしたと言っても過言ではないような状況ではないのかなというふうに。まだ残っているのは少しあるんだろうとは思いますが、震災後のことではあります。トヨタを初めとする企業群がなおさらこの東北への拠点の力をさらに加えようというような報道等もあって、今後もある意味では企業の立地のチャンスは続くのではないかなという状況と私はとらえているわけであり。そういった中で、企業誘致というような次元とは違うのかもしれませんが、せっかく頑張っている対策官を初めとする課の皆さんがより企業誘致に力を入れるようなその用地の確保というものは、何よりも増して大切なのではないかなというふうに思います。産業振興課のみならず関係課と十分な連携をとってこのチャンスをむだにすることなく企業誘致が進むことを祈念します。頑張ってくださいというふうに思います。

それと、雇用対策としての働きかけ、これについて率直な今のやりとりを通じて感じたことは、ここに成果として載せるほどの内容ではないなというのが私の率直な意見であります。要するに、雇用対策として機能していないのではないかなと言わざるを得ません。ぜひその後追い、実績を踏まえて対策を打つというような本来あるべき姿を示していただきたいです。これは副町長に伺いますが、職員採用試験については、1次試験、これは一括で県の方に委託をしているというお話であります。地方公務員法等のさまざまな整合性もあるんだろうと思うんですが、地方枠あるいは地元

枠というんでしょうか、一定の割合で地元の人材を確保するというような手だてはとり得ないものなのか。少なくとも地元に立地している企業にこのような形でお願いをしているという立場であれば、みずからそういう枠を設定すべきと私は感じますが、可能性を探ってみる価値はないんでしょうか、お聞かせをいただきたい。

それと、水道課の配水管には使われてないけれども今年度でなくなるが、給水管には鉛管がまだあるんだというお話をいただきましたけれども、健康被害についての鉛管に対する意見というか、実際に鉛を体内に吸収するというようなことで問題だとする意見もあるわけですが、担当の佐々木班長としてそういう認識をお持ちだったのでしょうか。また、今回でなくなるということですから大和町には今後はそういったものは発生しないとは思いますが、この鉛管の今言ったような問題意識というものはお持ちになっていらしたかどうか、お聞かせをいただきたい。

委員長 （大友勝衛君）

企業誘致対策官浅井 茂君。

企業誘致対策官 （浅井 茂君）

高平委員のおっしゃるとおりに、午前中に仙台第一北部の方、残りの区画数6区画と言ったところでしたけれども、22年度当初につきましては8区画実は残っておりました。訂正をさせていただきます。おわびを申し上げます。そのうちに今回の震災関係とかもあったわけですが、その関係で昨年中に、22年度中にグリーンメタルズさんが1区画お決めにいただきましたし、あとそれからことしに3月、震災以降、レンゴーさんが決まって今現在6区画が残っているというような状況下にございます。あと、大和リサーチについてはフクダ電子さんがリサーチの方の1区画残っていた部分、こちらも被災関係で今回お決めにいただいたというようなことと、あと今商談中の中で、仙台新港に近いところでいろいろと企業活動をやっております企業様の方からの商談がございまして、だんだんやはり分譲区画数が大分なくなりつつありますもんですから、大和町の工業振興の戦略としましては、新たな工業団地の計画とか造成とかそういった部分も町の4次総とかそういった計画の中で土地利用関係の中でやはり工業団地の新

たな開発も必要ではないかなというふうに自分、担当としては思っているところがございますし、この部分については各課の調整の中で町一体での開発構想とか必要になってくるのではないかなというふうに思うところがございます。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）
副町長千坂正志君。

副 町長 （千坂正志君）

職員の採用関係でございます。職員の採用関係については地方公務員法の13条にあります国民は平等の取り扱い、そして受験資格の平等の扱いという部分の法の規定に基づきまして、現在の分では条件をつけて地方枠とかそういう部分については今のところはできない法律に縛られているのがございます。ただ、第1次試験の今の部分でございますが、第2次試験がこれは面接試験になるわけでございます。そうすると、面接試験についてはある程度の受験者の中での部分の1次試験を突破したというか、合格した方々の部分については、いろいろな話、地域要件とか経験年数とかいろいろそういう部分もありますけれども、それは町村の面接者の判断ということになるわけでございます。そんな中で、条件がつけられないということは法律で縛られてございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

委員 長 （大友勝衛君）
上下水道課工務班長佐々木哲郎君。

工務班長（佐々木哲郎君）

お答えいたします。

鉛管についての中毒性とかそういったものにつきましては、当時の厚生省等からそういった通知がございまして、本町におきましてはいわゆる老朽管対策事業とあわせて、それから漏水対策事業とあわせてそういった給水管についてはより効率のいい方向で廃止に向かってきたところがございます。吉岡につきましてはことし全廃、あとそれから周辺集落地域につい

ては3年後をめどにしてそういった老朽化に付随している給水装置の鉛管については廃止していきたいと。さらに、残りの部分についてまだちょっと、ほとんど数としては少ないとは思いますが抽出した上で3年後をめどにそれもあわせて対処していきたいというふうに考えてございます。

委員長（大友勝衛君）

ほかに。

14番中川久男委員。

中川久男委員

2点ほどお伺いをいたします。

まず、1件目、道路維持修繕工事、80ページ、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、21年度からの繰り越しと。この中で側溝修繕が図られたというのが4件、あと道路修繕、この説明あったんだと思うけれどもちょっと私の方で忘れた。この金谷線、この辺の926メートル、240万、これどこの場所だったかの説明が私聞き忘れまして、その辺の説明と、どのような形の修繕が行われていたのかということをお聞きします。

もう1点、その下です。除雪の方で、やはりこれだけの子供さんたちの利用がある歩道が延べ99日間の中の4日間、34.5時間です。ということは、今の子供たち、長靴履いて歩かないんです。その辺で、朝の除雪1回なのか、2回なのか、3回なのか。やはり通学、帰宅、その辺の配慮は去年はどうだったのか。父兄からのそのような苦情なりはなかったものか、お伺いをいたします。

もう1点、これは住宅、前者もいるように管理費、この辺の住宅そのもので副町長も説明したようですけれども、この契約に当たってはかなりの抽選なりがやった割には必ず入居する方の連帯保証人がついております。その保証人の中で、この36カ月も未納にできるような保証人を立ててよくぞその担当課は保証人が通用するのかな。これは町役場職員の死活問題でないのかなと。我々であれば、すぐに督促状、何日たてばその分の利息何%と来るんですけれども、この辺の町としてのそのものの考え、どのために保証人があって、今まで保証人が立てていて、36カ月の間に何回か連

帯保証人の方に立てかえていただいたという例があるのであればお示しをいただきたい。私は、36カ月というのは、この方は恐らく何年も入っている方だと思います。そうした場合に36カ月を未納にして、町当局では恐らく毎月通って請求していると思います。それに絡むものは電気料、下水・水道料、この辺の未納がかぶさったらよほどの額面でないのかなと。前者の説明であれば、月3万円の家賃を今払っている人がいると。本体の家賃が未納なのにプラスそれだけの能力があっただけの能力があっただけのものなのか。私は、この連帯保証人の町の考え方をここできちっと示していただきたい。以上です。

委員長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

中川委員の道路維持管理関係、住宅関係のご質問でございます。

まず、1点目のお尋ねであります南金谷線の道路の修繕工事でございますが、この路線につきましては、全延長が926メートルの道路の路面生成の工事でございます。あわせて、水路への土どめ工事も、板柵工を実施したものでございます。この80ページに記載の240万につきましては、前払い金として支払ったものでございまして、実は震災によりまして事故繰り越しをいたしてございます。全体の額としては622万6,474円ということでございまして、これから若干変更しまして686万1,750円というふうになります。この差額分については繰り越しをして完成を見た路線でございます。

続きまして、除雪の関係でございます。歩道除雪の関係で4日実施したということでございます。子供さん方、歩いて登校される方もおりますし、そういった方々の支障にならないような形での通学円滑のために実施したところでございますけれども、父兄からの苦情はなかったかということでございますが、これについては特にこちらには苦情は届いてないところでございます。

それから、住宅の契約の関係、連帯保証人の関係でもございますが、高額滞納者としてお話をした方、36カ月の滞納があったわけでございませ

て、この方につきましては当然昨年に退去していただく準備をしましておりましたが、何度か事情聴取させていただきましてし指導もさせていただきました。当時、この方、家族の方の負債も一緒に返還していた状況がございました。そういった意味で、その負債が本年3月いっぱい終わるとい話もされました。そういったこともありまして、こちらでその返済が終わった段階、また現年分についてはきちっと入れていただく。その後についてはその分について上乘せしてお支払いいただく。おくれれば当然出ていっていただきますというような形で指導して、その後入金はされている状況にあります。

保証人に対しても、その前段で通知をいたしてございます。通知を受けた保証人の方も驚かれてはありました。そういったことで、よくよく町の方で指導していただきたいというような旨の話を受けていたところではありますが、こういった形で強制的に退去となれば保証人さんにお支払いをいただくこととなりますというようなこともあわせてお話をしているところでございます。

それで、連帯保証人の方に家賃を払っていただいた経緯があったかというようなご質問もございました。こちらでは連帯保証人に支払っていただいたというような事例はこれまでないと、私のときはこれまではなかった状況にございます。そういった意味で、取り組みとして十分だったかというふうなところもございますので、昨年来から強化してこの滞納整理に当たるべく種々の対策をとっているところでございます。以上でございます。

(「修繕工事の金谷の地番とか教えて」の声あり)

場所でございますが、南金谷線、これは吉田の山の神の住宅からちょっと西原の方に来たところから田んぼの中を通ります金谷の田んぼの中の道路でございます、これは県道升沢吉岡線からありまして、あとこちらでは国道457号線のところに、スタンドまでのところの路線でございます。

委員長 (大友勝衛君)

14番中川久男委員。

中川久男委員

きめ細かな交付金、この金谷線、今わかりました。やはりこれも順番な

んでしょうが、今逆に弁天堤から金谷線の大工さん、長谷さんのお宅、何十年と側溝のない西原金谷線でございます。この大雨で道路が側溝になっています。よく現場の確認をしていただきたい。

また、この金谷線、たしかこれ1,000万のやつで落札額が六百幾らの路線ですよ。それにこの240万。総額的に何ぼになったの。670万でこの意味合いがちょっとわかりません。まず、その辺ちょっと。皆さんはわかっているんだらうけれど私も私ばかだから。

除雪の方の歩道は学校からの歩道でなくせつかく歩道掃いているのであれば、学校敷地の中が用務員さんが自作の雪掃き機を持ってきて朝早くから手伝ってやっている状態もありますから、もう少し教育委員会、学校関係でもチーフを結んで、大和町に小学校と中学校あるんですから、ぜひその辺の町の温かいご指導なり手伝いなりも、せつかくSACO予算であれだけの機械を買って預けているわけですから、冬場だけはそのような形で用務員さんがスコップ持って動くんでなく、少し早くこの除雪の歩道除雪を使って応援をしてやったらいかがですか。

あと、住宅、だから何のために保証人を立てて、そして何カ月も、町の契約は、もし入金3カ月しなければ撤去してもらいますよと、民間住宅であれば。そうでなければ、保証人さんに迷惑かかりますよという中で署名捺印をもらっていると思います。そんなに町は心豊かに未納を許す住宅管理なんですか。もう一度そこ聞かせてください。

やはりその契約書というのは、人間がそこに住む、借家を借りて世帯を持つと。そういう方が一生懸命待って抽選抽選で待ちくたびれるほど待たせて、片方は何カ月も滞納なって連帯保証人も連絡をとらないで、私は、払えないなら即座に連帯保証人がお払いして、借りている人間が保証人に返すのが筋道でないですか。そして、徴収に一生懸命努力してますと。余り立派な課長さんたち、あんたたち一日何ぼの日給なの、給料。そういうお偉方が行かないで、やはり銀行の退職した外回りの集金の上手な人とか、農協の顔きいて退職なって、そういう集金なり公売なりをやった人のプロに任せて、それこそシルバー人材センターのそういう方がもしいるのであれば、小まめに訪問をし回収する方法もあってしかるべきでないですか。

委員長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

西原の南金谷線の道路改良工事、当初予算としては1,000万を置いていたところではありますが、その事業で取りかかるべく事業執行をした際に落札した額が622万6,474円ということでありました。それで、残額についてということでありましたけれども、当初予定していた工事がその範囲の中での工事を予定していた工事がこの額でおさまるといようなことで、その事業執行をしたところでございます。その中で、23年度へ繰り越したのが382万6,000円ほどでございます。こういった形で、その前払い金として支払った額がここに記載の240万というよう形になってございます。

それから、除雪に関して、学校敷地内を用務員さんあるいは教職員の方が朝来て掃いていると。そういった場合に歩道除雪の機械も使えるような形で考えてはどうかというようお話でございます。そういったそのような考えで一たん町として対応できるかどうかというのを検討いたしました。それで、優先的には歩道の除雪が優先だろうと。歩道除雪の機械でございます。ただ、同時に学校でも使いたいというふうな状況であります。歩道除雪が終わった後でしたらよろしいかなというよう話もしたんですが、それではなかなかうまく、同じ時間帯に子供たちが寄ってくるものですから、教育委員会の方で別途考えるよう形になったよう状況に現在なっております。

それから、滞納の関係でございます。何カ月で通知するかということでございます。原則町の規定では3カ月滞納があれば出ていっていただくというようものになってございます。したがいまして、3カ月たちましたら当然、2カ月で督促状、昨年までは少し甘い対応をしております、保証人に対しては6カ月ぐらいで出していたんですけれども、今回3カ月になりましたら即連帯保証人に出して、その状況をお知らせしている状況でございます。そういった意味の効果もあっておさまってはきております。職員強化してやっているところではありますが、専門家の方にお任せしてというようところもございます。あるいは、ほかの使用料あるいは税金等の絡みも含まれて多重というかいろんな形である方もいらっしゃるんじゃないかということで、現在そのリストをつくっているところでもございま

す。いずれにしましても、当面町でこれまで以上に強化して滞納のないように強く指導しているところでございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

課長、このきめ細かな臨時交付金、一般入札で六百何ぼで落ちて総額1,000万になったということですか、そうすると。382万そのものの後の前払い金で660万。皆さん、どういうふうに解釈するかな。ちょっと南金谷線、これ間違いなく一般競争入札で1,000万の予算はとっていたものの落札率が六百六十幾ら、そして今度繰り越したのが240万、さっぱり安くない。私の頭悪いんだか何だか、ちょっとその辺、皆さん、どのようにご理解するかな。その辺ちょっと。南金谷線そのものの一般競争入札では1,000万を660万で落札したと。その年はその年でやっていただいたけれども、繰り越しの分でこの230万というのは670万のうちの230万をとということなの、臨時交付金事業というのは。

あと、とにかく住宅問題は皆さんも一生懸命こうやって負債が多いということなれば、やはり一般の住宅はもう3カ月なって未納であればもう保証人を通して1回で払ってもらって、もし払い切れないのであればもう出てけさいんと。そうすると、被害は3カ月で済むんです、課長。憎まれたってその1人なの。だれも憎まないから。自分が払わないのはわかっていると思うの。何ぼ役場みそくそにいじめられたって、我々はあなたが払わないことを役場が払ってけるわけでないんだから出て行くのは当たり前ですとみんな言うから、その辺は徹底してやはり未納がないように、家賃問題は自分の生活レベルだから、ぜひその辺。

ちょっとここのところもう一回。担当でいいから。

委員長（大友勝衛君）

用地班長三浦伸博君。

用地班長（三浦伸博君）

平成21年度の道路修繕工事、町道南金谷線について、私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、今委員さんおっしゃいましたように、最終請負額622万6,474円でございます。そのうち240万円を前払いをさせていただきまして、平成23年度へ382万6,474円を繰り越しをさせてもらっているところでございます。以上です。よろしく願いいたします。（「はい、わかりました」の声あり）

委員 長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

委員さんおっしゃるとおり、3カ月、民間であればもう出ていってけさいんというようなことであります。保証人に話して、当然その分、滞納した分は取るというような方針でございます。町も、大変申しわけないですけども、現在そのような体制で強く指導に出ているところでございます。そういったことで、今後そういったことがあれば即退去ということは念を押してお話を申し上げ、生活指導も一緒にあわせて指導しているところでございます。以上でございます。（「金谷線の道路の側溝修繕、今までやったのこれ抜けているんだけれども、見通しないのすか、順番すか」の声あり）

委員 長 （大友勝衛君）

これは成果のきょうは決算ですから、別な新しい新規については一般質問なり予算の中で質問していただきたいというふうに思います。

ほかに。

11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

二、三お伺いします。

決算書の56ページ、5・1・5になるわけなんです、農地の19節、これは73ページの附属資料には三つほど項目あるわけなんです、このほか

に19節の中で出してあるもの、ひとつ説明をお願いをしたいと思います。

それから、土木費の関係なんですが、道路新設改良、今もちょっとお話があったんですが、この中で総務の審査のときも申し上げた経緯があるわけなんですが、工事請負費の中でいわゆる事故繰り越し4,300万ほど計上されておると。60ページの工事請負費です。これは既に繰り越しですから以前に契約が完了しているものだと思います。それが震災等々で繰り越さざるを得ないというような状況になっているんだと思います。そうしますと、震災等によって工事費の変化というのは当然出てくるんだと思いますが、その扱いというのはどういうふうにされるのかお伺いをしたいと思います。

さらに、この道路維持費の中で道路の除草ですか、何路線か地元の方にお願いをしているんだというような部分で15地区ありますけれども、この単価の出し方、どのような出し方でやっておられるか教えていただきたいと思います。

それから、上下水道課の関係になるわけなんですが、まず冒頭から、先ほど浅野委員さんが住宅費のいわゆる住宅使用料の予算の計上の仕方でお話があったわけでございます。これは私もなるほどと、そういう現状なのかなというふうに思ったんですが、住宅費の場合は90%で算定をしているんだと、予算。これは町の場合いろんな使用料があるわけなんですが、この課では上下水道課ですから年建設課のほかにはいわゆる上下水道料なり水道料、当然農集排等々も含めて、これはどのように予算の算定をされているのか。町の場合はこのほかにいっぱいありますけれども、たまたまこの課ですから教えていただきたいと思います。

それから、この下水道の関係で、先ほど桜井委員さんも指摘をされておりました。いわゆる長寿命化対策に取り組んで、その基本計画等々も策定をしておるといようなことなんですが、今回のこの震災によって、大体発注終わっているわけなんですが、そのほかにも恐らくまだ修理が必要な部分というのはかなり出てきているんだと思いますけれども、この基本計画等、その現状のずれというのはやはり生じてきているものなのかどうかもお伺いをしますし、さらに水洗化率の人口というのはもうほとんど大体600人ほどふえましたか。そういうことなんですが、今後新規の工場進出等々については大規模な予算をかけながら埋設等々の工事をしているわけ

なのですが、どのような見込みでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、また今年度は1億の平準化債なのですが、今この平準化債というのは22年度では残金償還が3億4,000万だったんですが、うち1億の平準化債というふうになってございます。これは今平準化債が該当するのは元金だけなんでしょうか。利子も含めて可能なんでしょうか。ひとつお伺いをしたいと思います。

それから、合併浄化槽の関係なのですが、これは新規に22年度は10基、説明資料によりますと124ページ、2,000万ほどの事業費になってございます。この中で説明の中で、いわゆる吉岡西部の分が2基補助をしておるといふような表現がございました。先ほども水道の老朽管等々の中でこの西部地区については後の事業のかかわりも出てくるんで、これについては残しておくんだというようなお話もあったわけなのですが、ただ同じ住民で町から受ける恩恵が大幅に違うんでは問題ではないのかというようなことで、この戸別合併浄化槽の問題でもできるだけ町設置型に近づけるような、そういった対処の仕方も考えていくべきだというようなことは前々から申し上げていたんですが、やはり今回も町設置型が10基、西部地区が2基、その差というのはどういうふうになっていますか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。以上です。

委員長 （大友勝衛君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

ご質問のありました5款1項5目農地費19節負担金支出済みの中身ということによろしいでしょうか。（「記載分はいいです」の声あり）記載分はいいということですね。1,708万ほどございます。実際記載しているのが県営ため池の勝負沢と八志田堰の障害防止の関係ありますが、それ以外につきましては、吉田川流域ため池の負担金が80万5,000円、そのほか大衡村ほか1町、牛野ダム管理組合が50万、それと町内の土地改良の団体の洪水調整に伴う維持管理の助成金68万6,000円というふうになってございます。以上です。

委員長（大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

2点のお尋ねでございます。

初めに、今回の災害復旧工事と、それから同時に行われていた補助事業で行っていた箇所工事の中で、その中で工事費の変更が発生しないかというようなお話でございます。変更がないかどうかとなりますと、変更部分が生じてくると想定されるのが流通平1号線と中屋敷一番線の内容によって変更があるのではないかと。詳しくは文屋建設班長の方から申し上げたいというふうに思います。

それから、除草の単価でございます、地区委託の。この考え方、県の基準の単価に従っておりますけれども、詳しくは文屋班長の方から申し上げたいと思います。

委員長（大友勝衛君）

建設班長文屋隆義君。

建設班長（文屋隆義君）

ただいま鶴橋委員の質問にお答えいたします。

先ほど課長の方から申し上げましたとおり、今現在災害関連で工事の内容に変更が生じるおそれが出てくる箇所が流通平1号線の舗装修繕工事と、あと中屋敷一番線の道路改良舗装工事のその2件でございますが、今現在災害で被災したところについて災害復旧事業によりまして、今後国の査定を受けまして発注し復旧の方に取り組むわけなんですけれども、その復旧に当たって、例えば流通平の方ですと一たん今の路盤が結局沈下したところがございまして、それを災害復旧で正規の高さに復旧を、また戻すわけなんですけれども、その中で今先に発注しておりました舗装修繕工事の方でその路盤の方のセメント改良の方も入ってございました。そして、そのセメント改良についてはもう既に完了後にあの地震で被災したところがありまして、それでその災害復旧についてはあくまでも路盤の復旧までしか

見られず、そのセメント改良分については、それはちょっと緊急復旧には当たらないということですので、それについて今後その補助事業者である防衛局の方とその内容の、その手戻り工事の件について現在協議中でございます。それで、最終的にその手戻り工事が国の方で認められるとなった場合、請負契約額がもう既に確定し繰り越ししていますので、工事の内容の変更によってその辺は対応したいと考えております。中屋敷一番についても同様な扱いで今のところ考えております。

それと、2番目の地区除草の単価の算出根拠なんですけれども、これにつきましては、その除草の作業について県の土木部で出しております積算基準というのがございます。その1日当たりの施工面積を参考にして、それを各地区の道路の延長で割り戻して、それを換算した金額を賃金の単価で、逆に町の賃金あるんですけれども、その賃金でその金額を割り戻した人数で各地区にお願いしているところでございます。以上でございます。

委員長 （大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

まず、ご質問ありました上下水、使用料の関係の予算計上のその算定の仕方といいますか、そういった部分についてのことについてお答えします。

上下水道につきましてはの使用料等の予算の算定の仕方については、給水戸数なり水量、過年の実績見込みでもってその当該年度の水量なりがどの程度になるかというふうな予測の中で、その予測水量に対しての月数を年間料金収入を見込んでの予算計上をしているというふうな状況でございます。過年度の実績をもとに当該年度の予測を立ててというふうなやり方で行っております。

あと、下水の関係の長寿命化計画の策定、そういった今回の震災によって国債関連というふうな部分なんですけど、国債、国の補助の災害の部分については発注済みというふうなことでございます。ただ、国債に該当しない町単独災害、これも多少ございますので、これから現場も一通り確認をしているというふうなことでありますが、発注に向けての具体的な調査を行い早期に発注をし対応したいというふうなことでございます。

そういった中で、長寿命化との整合性といいますか、そういった部分については、今回の震災についてはあくまでも老朽化によってというよりも大きな揺れによって発生した被害というふうなことでございます。長寿命化については、ある程度経年、年数経過したことによっての老朽化、それを今後いかに長もちさせるかというふうな考え方でございますので、その中の一部分、今回震災を受けたというふうな部分もあると思いますけれども、そういった長期的に寿命を長もちさせるというふうなことも含めて今回の震災の教訓をもとに再度被害が発生しないようなそういった取り組みでもって今後対応していきたいというふうに思います。

あと、下水道の水洗化の関係でございますが、今年度、平成23年度、大平地区で下水の新設工事を予定してございます。この辺で今現在計画している下水道の整備については、一通り完結というふうなことで考えてございます。

今後新たな新規の企業さんへの用地とかというふうな部分についての具体的な計画は持ち合わせてございませんので、先行投資というふうな部分でのそういったことについての計画はないんですが、現在下水道を整備した区域についていち早く企業さんやら定住世帯の方々がそこで活動されるような状態になって、その下水道の使用の促進が図られるというようなことを期待している状況でございます。

あと、平準化債についてでございますが、資本費平準化債、下水道事業というふうなことで、下水道整備について先行投資というふうなことなものですから、その供用開始、当初からなかなか利用が図られないというふうな状況、その辺での使用料の負担、世代間の公平の負担というふうな部分でそういった下水道事業債の償還財源としての資本費平準化債というふうな活用でございます。

この中で、該当するのは元金のみなのかというふうなことでございますが、ちょっと私の今手元にある資料ではそこまで読みきれないものがないものですから、また別な形といいますか、改めてご回答させていただきたいというふうに思います。

あと、合併浄化槽についてでございますが、新規、平成22年、10基が実績として上がってございます。あと、さらにこのほかに吉岡西部地区において2基、補助事業によって整備をしたというふうなことでございます。

こういった実績の中で、住民の受けるその恩恵が平等かというふうな部分でございます。吉岡西部地区、吉岡西部のあの区画整理というふうなそういった大きなプロジェクト事業計画の位置づけ、そういう土地利用というふうな中で、下水道についても公共下水道で整備をするというふうな位置づけになっているものがなかなかそちらの方の事業が進まないというふうなことがありますて、いつまでもそういったナシのつぶてというふうなことではなかなか住民の方々にご不便をおかけするというようなことがあって、特にその区域の方々については町設置というよりも補助金を交付するというふうな形で今現在対応しているというふうな状況でございます。

町設置型とのその差、公平、不平等でないかというふうな部分ですが、確かに町設置型になりますと受益者負担金をいただいて、その後町で設置し、管理については町で行うというふうなことでございますが、この補助金を交付して本人に設置してもらおうと。管理についてはあくまでも本人が管理というふうなことなものですから、幾らかの管理費がその後整備後に個人負担というふうな形になるわけですが、その管理費と町が管理する際の浄化槽の使用料というんですか、その分の差の部分、いかほどかというふうな部分がちょっと具体的に申し上げられない部分がありますが、その部分が町設置型との差ではないかなというふうに思います。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

11番鵜橋浩之委員。

鵜橋浩之委員

最初に、今の上下水道課からいきます。

使用料の関係の予算の設定、これはそうすると前年度実績を基本にというようなことだったんですが、なぜ申し上げたかというのと、浅野委員さんもさっき申し上げたんですが、いわゆる調定額が減ってきますよね、予算現額より、当初より。それで、下水道も比率は住宅費ほどではないんですが、そのような扱いだったものですから、やはり予算の設定の仕方ですという仕組みがあるのかなということでお尋ねをしたわけです。ないとすれば、それでもいいんですが。調定額がふえるというようなことがちょっと

不可解だったもんで申し上げました。

それから、この長寿命化との、今回の震災とのあれは特別関連は別のものだというようなふうに伺いました。そうしますと、今回の震災で、前も申し上げたように、大きく見える部分の工事というのは国債にしる単独債にしるいろいろ拾い上げて発注済みだと思うんですが、いろいろまた調査してない箇所等々も含めて、この策定した基本計画、これを変更するというようなことにはならないというふうに理解していいのかどうか、再度お伺いしておきます。

それから、新規使用料の関係については理解をしました。

平準化債なんですが、課長が言ったように、これは工事をしてもすぐ100%そこを使用していただけないんだと。そうしますと、そういう資金の回収ができないんで制度として平準化債というような制度が出てきたわけなんですが、ただこの使い方なんです。これは当該年度のいわゆる元金償還のどの部分に充てるんだとか、あるいは利子まで含んでいいんだとか、そういった決まり事があるのかどうか。これは本会計からの繰り出しとも大きく関係しますのでお伺いをしたところでございます。

それから、合併浄化槽、これについては、そうしますと西部につくった2基と町設置型、詰めて考えればその管理の仕方等々によるそういったことの差ぐらいでそんなに設置の個人負担といいますか、そのことについては余りないのではないかとというふうに理解していいのかどうか。町設置型ともともとの浄化槽の補助設置事業というのは別な事業だったものですから、前の設置事業はある程度その緩和をして町設置型に近づけるような形で西部地区の方にも恩恵をとというようなことは前々から申し上げておったんでお伺いをしたわけなんで、その辺の確認をしておきます。

それから、都市建設課の道路関係なんですが、そうしますと流通平、それから中屋敷ですか、震災によって大きな変化も出てきているんだというようなことなんですが、もし大幅に今後工事費の変更等が出た場合は、いわゆる当然契約は完了してるんで内容変更で対応なさるといふことの理解でよろしいのかどうか。

それから、あの震災以来余震がたびたびありますし、どんどん何かこの工事箇所、繰り越ししている部分、ひどくなってきたと。特に人家の近くの路線なんかではかなり宅地の方にまで被害といいますか、それが拡

大しているというようなことも言われたこともあります。さらに、それに水道事業等々の復旧の関連等々もありますと、何か心配な部分もいっぱいあるというような関係者もいるわけなんです、その辺の対です。水道事業の復旧が終わってそれからまたこれの変更を手をつけていくということになるといつになるのかというような部分もありますので、その見通し等も含めてお願いをします。

それから、道路の維持管理については県の基準というようなことで、そうしますと山間部の本当に大きく繁っているところも余り草の量とかには関係なくメーターで発注しているという理解でよろしいんですか。

それから、産業振興課の関係はわかりました。以上です。

委員長（大友勝衛君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

すみません。使用料の関係の調定額のそういった関係する部分、これについてはちょっとまた後の部分で説明をさせていただきたいと思います。

先に長寿命化の関係と今回の震災についてどうかかわりというか、別物かというふうなことでございますが、これは全く別物でございまして、あくまで震災は今回の大きな地震によって被害を受けたものについてのその復旧、長寿命化については設置したときから年数経過したことによる老朽化、そういった老朽化される管路並びに施設、そういったものをいかに寿命を延ばすかというふうなことなものですから、これは別物でございまして、震災によって長寿命化の変更というものについては、そういった予定はございません。ただし、今回の震災については極めて大きな被害を受けまして、やはりこの現状については、我々上下水道施設管理している立場としてきちっとその辺を理解した上で、今後同じような地震、そういった災害が発生しないような、再度被災が起きないようなそういった考えのもとにその長寿命化でもって改築なり更新していく施設の整備、そういった内容で工事を進めていきたいというふうに考えたいと思います。

あと、平準化債の使途といいますか、使い方でございますが、下水道施設の耐用年数50年というふうなことがあるんですが、元金については20年

の借り入れ、利子については10年の借り入れができるというふうなこういった内容となっておりまして、その使い方等については今後世代間の負担の公平性を図るというふうなこの辺のねらいのもこのいうふうな制度を活用し対応しているというふうなことでございます。

あと、合併浄化槽、町設置型と補助によって個人が設置し個人が管理する。これらの両事業の差はどういった内容かというふうなことで、その維持管理の面で町管理型との差が発生するのではというふうな、先ほどご回答申し上げましたが、具体的に今後町設置型について使用料をいただきます。補助金交付でもって設置した方については使用料は徴収しませんが必要な維持管理、これは本人負担というふうなことになるものですから、その差、実額といいますか、その差額、そのことにつきまして、まずは調査をしながらそういったものについてどれだけの不公平感があるものか、そういった部分をちょっと整理をした上で今後その辺のあり方について考えさせていただきたいというふうに思います。

委員長 （大友勝衛君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

災害復旧事業の関連でございます。震災が起きまして半年がたちました。ただ、現場においてその復旧作業が進んでおらずいろいろご心配をされている方が多くおられるのかなというふうに思います。現在の災害査定、それからそれを含めて発注状況、進めているところであります。全体、国債では58カ所中、きのうも査定ございましてきょうもやっておりますけれども45カ所が査定終了しております。残り13カ所、これから9月末から10月中旬までにかけて13カ所でございます。これらの作業とあわせまして、査定が終わった段階で今度単価の入れかえ作業を行って工事発注をしていく。これから工事が発注する機会が多くなるんだろうというふうに思っております。

また、下水道との関連の工事の中でも相互に情報交換して、下水道が終わった後にこちらで取り組んで補修する部分もでございます。これらの連携して早期の復旧を目指す考えで現在取り組んでいるところでございます。

それから、除草の単価のお話ですが、そのお話のとおり、単純に道路幅1メートルを掛けまして延長ということで、その途中で工作物があるとかガードレールとか何かそういうのは全然無視しましてメートルでやっているというのが実態でございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

11番鷓橋浩之委員。

鷓橋浩之委員

事故繰り越し、いわゆるおくられている部分、これは人家に隣接しているような箇所については、そういった今後の流れ、やはり説明をして理解を求めておくということが大事ではないかと思っておりますので、一言だけ申し上げておきます。

それから、上下水道課、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど言い忘れたんですが、この震災で唯一水道だけはほかの町村にならぬように大和町、順調に供給されたこと、本当に皆さんの努力に感謝をして終わりたいと思います。

委員長（大友勝衛君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで都市建設課、上下水道課、産業振興課、農業委員会の所管の決算については質疑を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

〔録音中断〕

午後2時09分 休憩

午後2時18分 再開

委員長（大友勝衛君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより審査を行います。

審査の対象は、税務課、会計課、議会事務局です。

ここで、各課長等より出席職員の紹介をお願いします。

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

それでは、税務課の出席職員、ご紹介いたします。

私の隣でございます。参事の千葉良紀でございます。課税徴収担当でございます。（「千葉です。どうぞよろしくお願いします」の声あり）

その隣でございます。課税班長中川和夫でございます。（「中川です。よろしくお願いいたします」の声あり）

徴収対策班長千葉喜一でございます。（「千葉です。どうぞよろしくお願いします」の声あり）

私、課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（大友勝衛君）

会計管理者兼会計課長八島時彦君。

会計管理者兼会計課長（八島時彦君）

会計管理者兼会計課長で会計班長を兼務しております八島時彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（大友勝衛君）

議会事務局長浅野喜高君。

議会事務局長（浅野喜高君）

それでは、議会事務局の出席者をご紹介させていただきたいと思えます。

初めに、監査事務局の書記議長兼議会事務局の議事班長の瀬戸正志でございます。（「よろしく申し上げます」の声あり）

続きまして、主幹の曾根秀子でございます。（「よろしく申し上げます」の声あり）

私、局長の浅野と申します。よろしく申し上げます。

委員長（大友勝衛君）

説明が終了していますので、ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

では、歳入の方の9ページで軽自動車税の税収で4,835万ですか、上がっておりますが、これの内訳、こういった種類でどれぐらいの税金、まず種類です。軽自動車税に囲われる種類、どれぐらいあるのか、まず教えていただきたいというふうに思います。

あと、会計課の方で、兼務職いっぱいでご苦労さまでございますが、そのことでちょっとお伺いをするんですが、決算に関しては会計課の所管ということで事務はされておるわけですが、単純に質問させていただきますが、会計管理者と会計課長の職務の違い、その法の171条か何かで規定をされておって設置されている会計管理者であります、その役職は兼務職なのか、あるいは事務取扱としての充てられているものなのか、あるいは単純な充て職というか、どういう位置づけで、この決算処理についてはどういう役割の違いがあるのか、お聞かせをください。

委員長（大友勝衛君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

それでは、お答えいたします。

軽自動車税の種類ということでしょうか。皆さんにお配りしております主要な施策の成果に関する説明書の22ページ、ごらんになっていただきたいと思いますが、ここに3として軽自動車税の内訳が記載されております。これは当初の課税、調定の額ということになりますが、これから納まった税については徴収率を掛けた額が納まる形になりますが、種類につきましては、ここに書いてございますように、原付自転車、バイクです。50cc以

下と50から90cc、90から125cc以下ということで、それぞれここにその課税台数、あと税率が記載されております。あと、軽自動車につきましてもここに書いておりますように、四輪、乗用、貨物、あと小型特殊自動車、あとミニカー、二輪の小型の自動車というような、種類についてはこのような形になっております。

軽自動車につきましては、一番税額で多いのはこの中の軽自動車の中の四輪車の乗用の自家用部分でございますが、これが税額でいきますと3,513万6,000円の課税額ということで、これが大部分を占めていると。最近の傾向を見ますと、ここ私来てから、去年、おととしと比較しますと、年々軽自動車、乗用の部分、これがふえております。四輪の乗用自家用車につきましては、昨年が4,605台ほどございました。それが4,880台ということで275台ほどふえておりますので、年々それに伴いまして税額もふえているというような状況でございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

会計管理者八島時彦君。

会計管理者兼会計課長（八島時彦君）

会計管管理者と会計課長の違いということでのご質問であります。会計管理者と申しますのは、地方自治法等によりまして決算等報告する場合の責任者といいますか、会計管理者が行うということになっているものでございます。会計課長につきましては、事務の補助をするというそういう立場にあるかと存じます。以上です。

委員長（大友勝衛君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

22ページの資料の中で、今ご説明をいただいた軽自動車自家用についてはふえているというようなお話でしたが、この上段にある50ccから90ccに係るバイク、こういったものの状況はどうでしょうか。

また、農耕用ですか、トラクターだとかだと思っておりますが、そういった

ものの推移もお聞かせをいただければと思います。

また、これのナンバープレートですけれども、今は白と緑とピンクですか、3種類か何か保有されていますよね。これの在庫というか、言ってみれば新規でない限りは継続ですから当然新しいものを毎年課税する車両に出すわけではなくて新たなものにだけ出していくわけですよね。その在庫数と、あとは例年どれぐらいの新規登録というか、要するに在庫に対してどれぐらい消費されているのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、会計管理者と今違いをお伺いをしたわけではありますが、これは以前の役職、特別職から一般職への切りかえと同時にこの名称が使われるようになったという経緯と理解しておりますが、あえて長が町長部局と違って会計管理者のもとに附属機関として会計課を設置しているというような町の例規の中にもあるわけですが、言ってみればその違いが人員的な配置で兼務をさせているという程度のことでおやりになっていらっしゃるのか、どうしてもそれは置かなくてはならないということなのか。会計課、そう多くの人数でやっていらっしゃるわけではなくて、先ほどのお話ではないですけれども、兼務としてさまざまなお役をおやりになっていらっしゃるようですが、どうなのでしょう。どうしても両方の名前を必要としている役職なのか、その辺についての見解をお聞かせをいただきたい。

委員長 (大友勝衛君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

ただいまのご質問でございますが、それぞれの車種ごとの推移と申しますか、そういう形だと思っておりますが、ちょっと細かい数字はそこまで今回調べておりませんでしたので申しわけない。わかりませんが、先ほど言いましたように、軽自動車の四輪乗用は275台ほどふえているということをお知らせしました。合計を見ますと、去年が9,735台、全部で。219台の増という形でございます。そこからちょっと比較しますと、軽の四輪の乗用自動車については275台ということで、これがふえている状況ですが、そのほかの農耕用等については若干減っているものというふうに思われます。そ

の詳しいやつが、申しわけないですが今ちょっと手元にその分持ってませんので、ただこの軽四輪の乗用の自家用のこの伸びの台数と合計の伸びの台数見ますと、軽の自家用乗用車がふえている割には合計の分がもっと増加台数が減っているということでございますので、軽の乗用自家用車以外については若干減っているものじゃないかというふうに思われます。

あと、ナンバープレートの関係でございますが、それにつきましてもちょっと詳しいやつは持ってないんですが、ナンバープレートにつきましては年間200枚程度の作成ということで予算をとってございます。ただ、あとその登録の台数、これもちょっと今手元にございませんで、申しわけございませぬ。これ後でご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

会計管理者八島時彦君。

会計管理者兼会計課長（八島時彦君）

会計管理者につきましては、地方自治法等各種法令等によりまして、規定によりまして実施しなければならないという役目がございまして。会計課長につきましては、会計管理者の事務を補助するという立場にあるかと思っております。逆に言いますと、会計管理者という立場はなくてもいいという解釈にもなるのかなと私は思いますが、事務上は必要であるわけでございます。以上です。

委員長（大友勝衛君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

多分どこの自治体でも同じように兼務をなさって、兼務というか事実上そういう形になっていらっしゃるんだろというふうに思いますが、いまいちその役割分担というか、そういうものが明確でないというふうに私自身感じたものですからお伺いをしました。八島管理者については、私は必要な人材でありますので、今後ともなお職務に精励をしていただければと

いうふうに思います。頑張っていたきたいといます。

税務課へのご質問なのですが、毎年予算として新たに200枚分をとってつくっているんですか。それとも、必要な年にだけそういう予算要求をしているんでしょうか。先ほどの後からの報告については、あと個別にお伺いをさせていただきますので、そのことについては調べて教えていただきたいというふうに思います。

この予算が仮に200枚ずつ毎年予算を使っているんだとすれば、それだけ需要があるということになるわけなんですけど、どうなんです。そんなにふえているんですか。総数で940台しかないのに200枚ずつの予算とっているというのはちょっと意味がよくわからないので教えていただきたいと。

委員 長 （大友勝衛君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

ただいまご質問でございますが、ナンバープレートの予算、200枚ということとってございます。これにつきましては、多分でございますが、毎年予算的にはのせておるかと思えます。ただ、その年の状況によりまして登録台数等違いがございますので、その際に在庫数が多く在庫が残った場合についてはつくらない年もあるのかなということとございますが、予算的には毎年計上している形になっておるものと思えます。以上です。

（「終わります」の声あり）

委員 長 （大友勝衛君）

ほかにごございませんか。

11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

税務課に1点。

日ごろ大変徴収にはご苦労かけています。ご苦労さんでございます。

そういった中でございますけれども、今回の決算でもいわゆる不納欠損、不納欠損は町村長の権限で債権は放棄するというようなこと、これが認め

られているものなのですが、町税で2,659万9,000円、国保では役3,300万余り、多額の不納欠損の処分をせざるを得ないという決算で昨年よりも大幅にふえておるといふようなこととございます。監査の意見では合法的な手続が行われておりやむを得ないと認めたといいふうになってはいるわけなんです、この処分の事由の中で、転居先不明とか納付困難、死亡、生活保護等々あるわけなんです、この処分の停止中というのは具体的にどのようなことを指すのか。この不納欠損処分までは、一つのやはり一定のいろんなケースがあったにしても流れがあるんだと思います。トータルとして5年の時効というのが出てくるんだと思いますけれども、それぞれケースの中でいろんなことがあるんだと思いますけれども、この処分の停止、このちょっと意味と申しますか、中身を教えてくださいたいと思います。

それから、全部ついでに申し上げますけれども、例えばこの死亡、死亡によって不納欠損がせざるを得ないというような場合、これは町税ですと町民税は別としまして、例えば固定資産税なんかですとかわってそれを相続する方がいると。そういう場合はどうなるのか。さらに、国保税なんかもこれは世帯主に課税されているわけですから、不納欠損せざるを得ないといっても、その家族が病院にかかっているケースなんていうようなこともなきにしもあらずではないのかなと。そういったケースの場合はどういふような考え方でいるのか。少しこの不納欠損の内容について教えてくださいたいと思います。

委員長 (大友勝衛君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

不納欠損についてのご質問でございます。

1点目が滞納処分の停止中というものの内容ということでございます。

ことし不納欠損額につきましては、今ご質問の中にありましたように町税では2,660万円、国保税で3,298万9,000円という形でございます。それで、不納欠損につきましては地方税法で定められているものがございます。地方税法の第15条の7におきまして、滞納処分の執行停止についての規定がございます。中の規定の内容につきましては、滞納処分、差し押さえと

かもする財産がないとか、それを滞納処分することによってその人の生活ができなくなるとか、そういう理由の場合は滞納処分の執行停止という措置ができるということで、地方税法の第15条の7に規定されてございます。その中で、滞納処分の執行停止をかけて好転しないというか、同じような状況で3年間続いた場合は不納欠損処分することができるという規定がございませぬ。

ただいまの質問にありました滞納処分の停止中ということでございませぬが、3年間あるんでございませぬが、その方の分がここに記載しているということでございませぬ。滞納処分の停止を一回かけますと、途中で好転したりすればそのとき滞納処分の停止から落とすわけですが、状況が好転しないで同じ形で3年間いけばもう3年過ぎたところで不納欠損の方に落とすという形にしてございませぬ。その間の方について滞納処分の停止中、その間の方についてここに記載しているという形でございませぬ。

あと、死亡の場合ということでございませぬが、固定資産税につきましては、あくまでも相続者いる場合は不納欠損ではまだ落とせないという形になっていませぬので、当然相続権ある方いれば、その方にこちらでは何々資産名義という形で、登記しなければ、登記していればもうその相続した方に、名前かえた方に固定資産税の納税通知書をやります。ただ、登記しない方もかなりございませぬ。その際は、何々名義という形でその世帯主さん、そういう方々に納税通知書をお出ししていませぬので、ストレートにそのまま不納欠損に落とすというわけではございませぬ。

同じように国保税の場合につきましても、国保税につきましても、その世帯の世帯主に課税する形になっておられます。それで、世帯主の方が亡くなった場合は、世帯主がどなたかにかわりますので、そのかわった方に納税通知書をお出しするというので、死亡イコール不納欠損という形ではないということでございませぬ。以上です。

委員長（大友勝衛君）

11番 鷗橋浩之委員。

鷗橋浩之委員

そうしますと、この処分の停止というのは地方税法の中にある条項の中

で認められているんだと。いわゆる処分するものがないと判断した場合は、これは処分するものがないというふうに判断したということはもうそこから処分の停止に入るわけですね。そこから3年たてばはもう自動的に不納欠損というふうになるわけですか。その処分の停止というのは、しからば滞納が発生してどの時点からそれをかけるといいますか、判断するといえますか、どういうふうになるんですか。

それから、相続の関係なんですけど、この中で死亡、国保税の場合は16人なんですけど、この方の場合はもう相続する方がいないというふうに判断してよろしいんだと思いますけれども。

さっきの時効というような観点からいえば、いわゆる固定資産税なんかの場合、登記をある程度時効が発生するまでおくらせて登記をされれば、これはもうだめだということの判断になるわけですよ、そうすると。その辺含めてお願いします。

委員長 (大友勝衛君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

不納欠損の場合の滞納処分の停止の判断ということでございますが、それにつきましては、こちらで督促状なり催告状なりということいろいろご相談する形でこちらでは何回も滞納する方に接触する形になります。それで、その中で、接触した中で納税相談なり詳しく相手の状況等をわかった段階で、こちらでいろいろ調査をかけて債権、貯金とか、あと財産とかそういう調査もさせていただきます。それをした上でも納めることはちょっと難しいのかなということ判断したとき、一応そのときにいろいろ調査した上でそういう納入するのはやはり難しいというふう判断した場合から滞納処分の執行停止という形で、これは今通例ですと大体年度区分でこちらではやっておりますが、そういう形で判断して滞納処分の執行停止という形にしておるところでございます。

あと、登記の関係でございますが、これは登記をしばらくそのままにしておけば年数がたってということでしょうか。登記につきましては、登記なかなかできない方もおります、いろいろご事情もあって。その際には、

一応相続予定人の方にこちらでは納税通知書を発送させていただいておりますので、登記についてはそういう形で処理させていただいております。

委員長（大友勝衛君）

11番鷓橋浩之委員。

鷓橋浩之委員

処分の停止なんです、例えば今回町税、263人で件数で915件ですから1人当たり4件近くになるわけなんです、途中で年度区分とかそういう節目節目というような今説明もあったわけなんです、徴収が不可能と判断した場合処分の停止をかけるんだということなんです、その処分の停止をかける時期というのは、滞納が発生していわゆる納入が全然動かなくなってから期間の経過ある程度見るんだと。その間いろいろ徴収にも努力をされるんだと思いますけれども、やはり一定の期間というのは必要、決められているのかどうか。

なぜかといいますと、処分の停止、これをかけると3年でもう時効の発生だと。不納欠損処分ができるんだということになります、一般的に言われている5年の時効云々というようなこととの整合性というようなことで再度確認したいと思います。

委員長（大友勝衛君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

判断する時期といいますか、滞納処分の停止でございますが、先ほど言いましたように、調査をしていろいろご相談した上でやはり財産とか、あと生活上これ以上納入等につきましては厳しいという方については滞納処分の停止をするということをお話ししましたが、その判断する時期というものは特には、何年というのはこちらでは決めていないところでございますが、いろいろ折衝したりしまして、その中でのやりとりもございます。あとは、例えば現在宮城県の滞納整理機構の方がことしで3年目になります。こちらでも徴収が難しいというケースの場合は、県の機構の方が引

き継いでおるわけですが、例えばこちらで滞納処分の停止まだかけない案件でやはり難しいと、こちらではちょっとこれ以上それを徴収することが厳しい案件については、県の滞納整理機構の方に引き継いでおります。今度は県の滞納整理機構の方でそれを調査して、また再度いろいろ預金調査等、財産調査等しまして、それでも県の方でもこれ以上ちょっとこの人については徴収することは難しいという判断がされる場合もございます。その場合は、県の方に引き継いでこちらに戻ってくるわけですが、その際に、先ほど言いましたように地方税法の第15条の7の滞納処分の執行停止、これが望ましいといえますか、これにすべきであるというような回答で返ってくるのもございます。それにつきましては、こちらで再度確認の上、そういう案件につきましては滞納処分の停止にしているということで、年数というのはちょっと決めておらない状況です。そういう中でいろいろ当たってみたりして、あと例えば県の方にやって、県の方でもちょっとこれでは徴収は難しいよと。そういう場合はもう滞納処分の執行停止、これにきなさいということで、実は、私、去年来てからなんです、県の機構からもどうしても納められないようなケースについては滞納処分の執行停止なりをしまして不納欠損処分で落とすべき、落とすようにというような指導も来ているところでございます。以上でございます。

委員長（大友勝衛君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで税務課、会計課、議会事務局の所管の決算については質疑を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

なお、再開は16日の午後1時30分といたします。

午後2時52分 散会